

第百五十四回
国会

参議院財政金融委員会會議録第八号

平成十四年三月二十八日(木曜日)
午前十時二分開会

委員の異動

三月二十八日

補欠選任

坂野 重信君
清水 達雄君

有村 治子君
西銘順志郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

山下八洲夫君

委員

入澤 肇君
林 芳正君
若林 正俊君
円より子君
山本 保君

有村 治子君
上杉 光弘君
尾辻 秀久君
金田 勝年君
鴻池 祥肇君
中島 啓雄君
西銘順志郎君
溝手 顕正君
山下 英利君
大塚 耕平君
勝木 健司君
櫻井 充君
峰崎 直樹君
浜田卓二郎君
池田 幹幸君
大門実紀史君
平野 達男君

国務大臣

財務大臣

大淵 絹子君
椎名 素夫君
塩川正十郎君
柳澤 伯夫君

副大臣

内閣府副大臣

村田 吉隆君
尾辻 秀久君

事務局側

常任委員会専門員

石田 祐幸君

政府参考人

金融庁総務企画局長

原口 恒和君
五味 廣文君
瀧野 欣彌君

金融庁検査局長

大武健一郎君

総務省自治税務局長

寺澤 辰磨君
村上 喜堂君
小脇 一朗君

財務省主税局長

速水 優君

財務省理財局長

日本銀行総裁

国税庁課税部長

参考人

中小企業庁次長

参考人

日本銀行総裁

速水 優君

参考人

速水 優君

参考人

速水 優君

(日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく
通貨及び金融の調節に関する報告書に関する
件)

○委員長(山下八洲夫君) ただいまから財政金融
委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮
りいたします。

平成十四年度における財政運営のための公債の
発行の特例等に関する法律案及び租税特別措置法
等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の
委員会に金融庁総務企画局長原口恒和君、金融庁
検査局長五味廣文君、総務省自治税務局長瀧野欣
彌君、財務省主税局長大武健一郎君、財務省理財
局長寺澤辰磨君、国税庁課税部長村上喜堂君及び
中小企業庁次長小脇一朗君を政府参考人として出
席を求め、その説明を聴取することに御異議ござ
いせんか。

○委員長(山下八洲夫君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

○委員長(山下八洲夫君) 次に、参考人の出席要
求に関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委
員会に参考人として日本銀行総裁速水優君の出席
を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(山下八洲夫君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

○委員長(山下八洲夫君) 平成十四年度における
財政運営のための公債の発行の特例等に関する法
律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律
案の両案を一括して議題とし、前回に引き続き、

質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○櫻井充君 おはようございます。

民主党・新緑風会の櫻井でございます。

ちよつとこれ通告していないんですが、基本的
なそもそもの論なのでちよつと教えていただきたい
んですが、租税特別措置法の第一章の第一条に趣
旨がございまして、その中に、「この法律は、当
分の間」とあります。「特例を設けることにつ
いて規定するものとする。」とあるんですが、この
「当分の間」というのは一体どのぐらいの期間を
指すものなんですか。

○政府参考人(大武健一郎君) お答えさせていた
だきます。

法律上、当分の間というのは、時限が定められ
ておりませんので、そのまま言わば審議がありま
せん場合にはずっと継続してしまうということとは
ございません。

○櫻井充君 本来、税というのは公平、中立、簡
素というんです、これをもつて、これを基本原
則としているわけであつて、この租税特別措置法
というのは特例を設けるわけですから、ある一部
の人たちが有利になつてくるという点から考へて
くると、その中立性というものは失われることにな
るんだらうと思ふんです。そうすると、その中
立性が失われるものが議論がなければいつまでも
続いてくるというのは、基本的にはその税の大原
則から外れてくるんじゃないかと思ふます。その
点についていかがでしょうか。

○政府参考人(大武健一郎君) お答えさせていた
だきます。

正に先生の言われるとおりでございます。今
日にありますのは、ほとんどの租税特別措置は具
体的に二年とか三年とか、時限を更に別に付して
いるところがございます。

○櫻井充君 今日の実は、こういう政策税制を行ってどの程度効果があったのかということを質問させていただきたいと思つたんです。

ただ、その中で、平成十年とかの法人税制とかを調べてみますと、基本税率の引下げとかもこの租税特別措置法で扱われているわけですよ。基本税率の引下げということになってくれば、これは当分の間やってくるものではないんだらうと思ふんです。こういうものを租税特別措置法で本當に扱っていいものなんでしょうか。

○政府参考人(大武健一郎君) 十一年度におきまです所得税、法人税の改正は、租税特別措置法という形ではなくて、恒久的減税法という特別法を作らせていただいて、今次の景気状況に応じていうことで改正をさせていただいたものだということとでございます。

○櫻井充君 そうすると、これは、いただいた資料は、すべてが租税特別措置法の中に、この概要というのは全部が全部含まれているというわけではないということですね、そうすると。

○政府参考人(大武健一郎君) そのとおりかと存じます。

○櫻井充君 そうしますと、平成十四年度のストックオプションの税制の拡充というのがありまして、昨日、これはどうするんですかと聞いたら、年限を区切っているわけではないとお話だったんですよ。こういうものは、そうするとどういう扱いになるんですか。

○政府参考人(大武健一郎君) 今度の十四年度の改正にしましては、そういう恒久的減税法のようなものはないので、正に現在御議論いただいております租税特別措置法等の一部改正法の中でやらせていただいていると。この留保金課税の軽減というの、基本的には、やはりこれからの正に抜本的に改正をさせて、議論をさせていただこうと思つております法人税と所得税の関係をどういふふうに調整するかというテーマでございますので、今、正に当面の改正として軽減をさせていただいているということで租税特別措置

法に入れてある。

ただ、この辺りの改正につきましても、むしろ今後、抜本的にどういふふうに税制を組んでいくかということは今後検討して更に改正を考えると、あるいは改正しないで元へ戻す、そういうことを含めて議論をさせていただこうと思つているために租税特別措置法で規定させていただいていっているということでございます。

○櫻井充君 そうすると、非常にまた大事になってくるのは、このものが効果があつたか否かということの判断した上で、恒久的なものにするのかどうかということにするということになりますね。

○政府参考人(大武健一郎君) この留保金課税に関して申し上げますと、何でこのような課税が行われているかということにも実は絡みます。

実は、法人税の中小企業の税制で申し上げますと、いわゆる八百万円までは二二％という軽減税率である。それに対して個人の方でいうと、最高税率は三七％である。そこに、個人で経営形態を取るか、法人という形態を取るかで格差がどうしても残ってしまう。そうすると、ある意味でいうと、個人でやるよりも法人成りをするというような行為につながる可能性がある。そこで、やはり個人としてどういふふうな位置付けにするか、あるいはさらに、それを抱えておいて個人の所得にしないで会社に留保しておく方が課税が小さいということがあるので、この辺りを勘案してこの課税制度はできております。

ただ一方で、正に今回そうであるように、ベンチャー企業とかそういうところへの配慮をするという観点からこの軽減をした。

ただ、今後の改正において、所得税、法人税相互の在り方、さらには所得税における控除の在り方、そういうものを見直す中で、税率も相互にどういふ在り方がいかにいうことを議論いたしますので、そういう中でこの扱いも更に検討されていく、そういうことなのだろうと思つております。ただ単にこの制度がどの程度の効果だけでは、多

分この次の改正のときはなくて、そもそも所得税と法人税の税率なり課税ベースを考へて見直していくということに多分なっていくかと思ひます。

○櫻井充君 ですから、この政策減税が、政策税制と言つた方がいんじゃないでしょうか、政策税制がどの程度効果があつたのかどうかとか、そういうことをきちんと検討しなければいけないということですよ。

昨日、いろいろ話をしている中で、必ずしもすべてが、例えば平成十年なら平成十年に行われた税制改正に対してどの程度効果があつたのかということについてすべて調査されているわけではないんですよ。ここが非常に大きな問題でして、今、一部こうやっておきますと、やっていただいた上で、後で恒久的にするかどうかというこの判断をしますと言ひますが、きちんとした形で政策的な評価がされていない中でどうやってやっていくのかという気がするんです。

これは恐らくシステムの問題があつて、つまりはこの税制の仕組みを作つた人とその実行されたときの役人はもう部署が変わつていっているんですよ、二年間ずつですから、大体は。そういうことがあるから、自分が政策を作つた、実行した、それがどういふ効果があつたのかということの判断する前に人事が変わつてしまふからなかなか政策判定ができないんじゃないだろうか、昨日私はそういうふうにご感想を述べましたが、この辺についていかがお考えでしょうか。

○政府参考人(大武健一郎君) お答えさせていただきます。

当然、減税あるいは一時的なことのみならず、税制をどうあるべきかというのは、先ほど先生が言われたとおり、公平、中立、簡素という税制に関する大原則、これを踏まえながらどうあるべきかというのを議論させていただいております。したがひまして、今申された留保金課税はもとより、いわゆるローン減税その他、ローンじゃなくて住宅減税その他、それぞれできるだけその時点でどういう政策目的と効果とを見積もるかということ

で議論はさせていただいています。

ただ、現実の社会現象なものですから、現実になれどだけの効果があつたかというのとはなかなか、実はそうしなかつた場合とした場合との両方を言わば検証することが難しいものですから、結果としてはやつたその行為が実は実績として出てこないという限界があつて、実は非常に苦慮してあります。

例えばアメリカのレーガン税制、一期、二期のそれぞれの税制改正でどういふ効果があつたかということにつきましても、例えば、先般、レーガン減税やつた主税局長がアメリカから来られてお話を聞きました、その方も全く同様の問題で苦労したというお話を聞いております。

我々もできるだけその効果というのを見積もりたいんですが、非常に難しいということは御理解いただきたいと存じます。

○櫻井充君 社会的実験ができないということは重々承知してあります。しかし、データの積み重ねがないと、例えば何か救急的な処置が必要になつたときには対応できないんだらうと思ふんですよ。

例えば、今回のこういう経験したことのないデフレ経済の中でどういふことをやっていったらいいのかということ、ある程度いろいろものを、これまでやってきたものを勘案して政策的に出してこなければ、ただ単純に出せばいいという代物ではないんだらうと思ふんですよ。ですから、今いろいろな要因があるとおっしゃいました。いろいろな要因は結構ですが、そのいろんな要因の中でどの程度効いているのか効いていないのかということとを判断されるというか、それはきちんと検討されるということが必要なことなんだらうと思ふんですよ。

どこまでやれたのか、やれないのかという話になれば別なんです。最初から、昨日の話ですと、いろんな要素がありますからそれはなかなか難しいんですよ、最初にそう答えが返ってくるわけですよ。だから、そこはおかしいんじゃないかと

思うんです。いろんな要素があって、その中で減税がどうだったか。それから、減税というか、減税に限って言えば、減税を打つタイミングにもよるでしょうし、それから減税の幅にもよるんだろうと思うんですよ。そういうものをすべて勘案していかないと、幾らこういう形で政策的な減税を打ち出してきたとしても効果は上がらないんじゃないだろうか、私はそう思っております。

ここは議論しても、ある部分仕方がないと思いますので、人事も含めて、是非その辺のことはきちんと考えていただきたいと思えます。

それで、まず平成十年度の税制改正の中で、ここにこう書いてあるんですが、「企業や消費者の経済の先行きに対する不透明感を払拭し、わが国経済の回復基調を確実に力強いものとするために」、残念ながら現実で力強いものに今なっていないと思いますが、「所得税・個人住民税あわせて二兆円規模の特別減税を実施します」と。この目的のためにこの減税を行ったわけですが、当初の目的は達成されているんでしょうか。

○政府参考人(大武健一郎君) この十年度の税制改正をやりまして、これはあくまでも特別減税で二兆円規模やらさせていただきました。さらに、御存じのとおり、景気の更なる悪化ということで二兆円規模の減税をします。その後、十一年度に恒久的な、先ほど先生の言われたトータル、地方税も入ると六兆六千億円の恒久的減税を実施する、そしてそれを現在も継続しているというのが今の実態でございます。

そういう意味では、この特別減税自体、力強いものにするために一時的に行った減税そのものの効果というのを更に構造的にしていこうということが今日の、その次の年の税制改正につながっているというのが今の状況かと思えます。

ただ、他方で、この減税自体によって、例えば所得税については国民所得比で言うと四・三%という極めて他の国に比して低い負担率になってしまっているという状況から、果たしてどういう税制をこれから作らなきゃいけないかという、そう

いうねらいとしての景気対策ということと併せて、正に先生が言われた税の役割、公平、中立、簡素という辺りからもう一度基本的に見直そうというのが今の動きである。

したがって、それなりでこの十年度は不十分だったかもしれませんが、十一年度の改正で極力税としての役割で努力はしてきたというふうに思っているわけでございます。

○櫻井充君 分かっている範囲で結構ですから、その効果を教えていただきたいんです。今は今後の、何というか、決意を聞いているわけではなくて、目的があつて、そのために行った、それがどの程度の効果があつたのかわつたのか。

それから、恒久的な減税を十一年度から行いました。ここにも書いてあるんですけども、要するに「経済社会の構造的な変化」とか、「国際化の進展等に対応する」というようなことからもういう恒久的な減税を行いました。これでどういうふうに変つたのかなんです。

例えば、先ほどの個人消費なら個人消費の点でいえば、個人消費は毎年毎年また落ちているわけですから、このような減税が本当に効いているのか効いていないのか、もしこれをやっていなければ更に落ちていたと判断されているのか。その辺について御説明願えますか。

○政府参考人(大武健一郎君) 今、先生から御質問になられた点については、十一年度の年次経済報告、これは今日でいえば内閣府に当たるところの報告に出ております。

一部ちょっと読ませていただきますと、「耐久消費財や住宅に対する支出が持ち直しの動きを示している要因としては、所得減税や住宅減税等の政策面の効果が果たしている役割も大きい」とありまして、ちょっと飛ばしますが、「勤労者世帯では、九八年二月、六月、八月を中心に減税が行われたが」、これが先ほど言われた二兆円というその減税。「特に二月と八月ないしその直後に可処分所得の高まりがみられ、その数ヶ月後に消費が盛り上がりを示している」というような

ことで、短期的に効果があつたことは年次報告書には十分記されているところであります。

○櫻井充君 短期的なものではなくて、こちらの恒久的な減税に関してはどうなんでしょうか。つまり、この減税分が結局は消費に回らないで貯蓄に回っているんじゃないだろうかという、そういう指摘もあるわけですが、この辺に關してはいかがお考えですか。

○政府参考人(大武健一郎君) その当時の状況で言うと、これも「九八年半ば以降、消費支出の前年比マイナス幅が縮小している」ということで、可処分所得の高まりと併せてなっているということにはなっています。ただ、それが今日までのような形で効果を果たしているかということとは、我々としてまだ検証できていないところであります。

そういう意味でも、正にこの十一年度に行った恒久的減税を含めて、今後、税制としてどう言わば考えていくかということが求められているというふうにも思っているわけでございます。

○櫻井充君 これはいつごろまで検討されるんでしょうか。これはかなり大きな問題なんだと思うんですよ。

つまり、財政再建をやつていかなきゃいけないということから考えてくると、本当に減税かというようなことになってくるのか、それとも、景気対策として個人消費を伸ばすために有効であると考えれば、そのまま継続することになるんでしょうし、その辺の判断はいつごろまでなされるんですか。

○政府参考人(大武健一郎君) 今日、総理から、正に税制の抜本改革の基本的な在り方を一応考え方として六月にまとめて、その中から、本来、来年度の税制改正なりでやるもの、これはむしろ活性化というような観点も踏まえたものを含めて、どういふものがあるかを検討しろという御指示をいただいたところでございます。

そういう意味では、これ自体が今後どういう在り方がいいか、望ましいかということもそうした

中で検討していくべき課題だと思つてるところでございます。

○櫻井充君 済みません。いつごろまでかと、そういう目安もないんでしょうか。短期的なもので

○政府参考人(大武健一郎君) それは、やはり今申し上げたとおり、大きな税制の在り方を六月ごろまでに検討をさせていただいて、そしてその次の十五年度の税制改正のときにはこうしたものについての判断もしていく、どういふ税がいいかを考えていくということになるのかと思っております。

○櫻井充君 どういう税がいいのかという点でいうと、所得の再分配機能というんですか、それは今ほとんど税が効いていなくて、社会保障の方で、社会保障の方が何倍でしたか、昨日数字を見せてもらったんですが、たしか六倍から八倍程度、その前後ぐらい、圧倒的に社会保障の方が再分配機能を持っているということになってるんだと。ですから、大きな方向性というのは、そうしてくと、再分配ではないとすると、この辺、どういふ税制であるべきだとお考えなんですか。

○政府参考人(大武健一郎君) 正にそこが現在、政府で取り組んでおります構造的な税制改革の基本理念につながる部分だろうと存じます。正に今そこを議論しています。公平、中立、簡素と、この中立がある意味でいえば活性化とかそういうことでいくべきだという御議論もありますけれども、いずれにしても、その理念上、税でどこまで公平という観点、これを貫いていくか。一方で正に簡素というのも重要な観点でございますから、そうしたものを議論の中で決めていくということになると思っております。

○櫻井充君 現時点でどの辺まで議論されているか、その辺は分からないんでしょうか。

○政府参考人(大武健一郎君) 実は、ここは我々というよりは、税の骨格というものは人間生活あるいは社会生活そのものにかかわります。正に、先生が言われたように、社会保障の在り方、老後保

障の見方というものにもつながってまいります。個人、家族、地域、国家、それぞれがどういう役割をするかということにもつながる基本理念を今、正に内閣府の下で、経済諮問会議の方でその概念を御議論いただいています。そういう基本理念を踏まえて、それじゃ税としてはどう受け取るか、社会保障制度はどうしていくかというような協調していくことになっていくというふうな思っております。

○櫻井充君 そうすると、まだ検討中で何も分かっていないということなんでしょうか。

それでは、十年度の土地・住宅税制について伺いたいんですが、このときに土地税制としてここにこういう形で書いてあるんですが、「長期にわたる地価の下落、土地取引の状況などの土地をめぐる状況や現下の極めて厳しい経済情勢にかんがみ、地価税の課税停止、土地譲渡益課税の軽減、買換え特例の拡充など思い切った措置を講じます。」と。思い切った措置だったんだそうですね。けれども、これでどの程度の効果があったのか教えていただけますか。

○政府参考人(大武健一郎君) 今の御質問で答ええしますと、これも当時のいわゆる土地白書なりいろいろ出ておりますところを申し上げますと、やはり、例えばこうした改正を行ったことによりまして、ある意味では、三大都市圏を中心とした土地取引件数というのが平成十年を底として、十年以降増加に転じているということにはなっております。

ただ、そもそもこれも土地というのが何で取引されるかという実は問題があって、地価の下落の中で果たしてどの程度土地を購入するかという問題があるかと思えます。それから、他方で税制の方も、譲渡益課税なりそうしたものを軽くするということが、先ほど申した公平、中立、簡素という勤労所得とのバランスというの考えなければならぬ。その辺を勘案しながらやはり決定していくと。その中で、十年度の改正というのは、御存じのとおり地価税というバブル期に作りまし

た税を停止するということをやったものですか。正に税制としては、所得、消費、資産のバランスの上で作られた税を停止するという意味では抜本的な改正という意識で書いてあるのかと存じます。

○櫻井充君 これは、今おっしゃったとおり、バブル期に問題があったのでそのときの税制を引き下げたというだけなんです。つまり、バブル期以前に戻しただけでして、結果的には「拡充など思い切った措置を講じます。」の中には入ってこないんだと思うんです。あの当時の土地の上昇を抑えたりとか、そのためにこういう税制を掛けているわけであって、バブル期以前にただ戻しただけなんです。これで果たして政策税制として有効であると考えられるのか。その辺はいかがですか。

○政府参考人(大武健一郎君) 正に、先ほど先生が言われましたとおり、税はある意味でいけばある政策目的のためだけにあるものではないので、公平、中立、簡素といういわゆる税の基本理念に沿って、果たしてどこまでそれを軽減するののいかという議論をやはりしていかなければならぬものだと思います。ある意味でいけば、税のバブル以前の状況にまず戻した、じゃそこから本当に更にどうするかというの、そうした負担感、国民の公平感、そうしたものの全体として正にこれから検討するということかと思えます。

ただ、土地みたいなものについて、果たしていわゆる地価の下落というものを税だけで止めるということが可能かどうかということにも実は掛かっているわけで、正に政策のツールと目的との関係をよく検討しながら、今言った税の公平や中立、簡素といったものとバランスを取りながら考えていく課題かと存じております。

○櫻井充君 公平、中立、簡素とおっしゃいます。少なくとも租特の場合には特例を設けていくわけですね。ですから、中立の部分から外れても仕方がありませんねというのが基本的な租特の考え方ではないんですか。違いますか。

○政府参考人(大武健一郎君) 正に、先生言われるとおり、極力、租税特別措置というのは我々税をつかさどる者からはなくしていきたいものだと思います。ただ、そこは他方で、社会通念上といえますか、租税の原則というのは御存じのとおり企業会計なり税務会計の確定決算主義というのを取っておりますから、その決算の原則から、会計原則から外れるのは基本的に租税特別措置でやっていると面もありまして、その意味では、いわゆる中立性というのはすべて企業会計に沿ったから中立かどうかという点ももちろんあるわけですね。そういう意味では、もちろん簡素という観点もあって租税特別措置は見直しをしていきたいというふうに思っておりますけれども、その辺のバランスの中で決めていくものかと思っております。

○櫻井充君 私は、そうではなくて、こういうときには思い切った政策を打つべきなんだろうと思うんです。中立を外すのであったとすれば、ちよつと目をつぶるのであったとすれば、もつと極端な税制を組んでもいいと思うんです。つまり、そうでなければ効果があるかないかというのは分からないと思うからです。

例えば今回の、これは平成十四年度の租特の一部を改正する法律案の概要の中の「社会経済情勢の変化への対応」というところで土地・住宅税制があるわけです。登録免許税を今回は半分にするということがありますが、いっそのこと、これ、ゼロにしてみたらどうなんですか、こういうものを。ゼロにしてみたら効果があるかないかということも計っていくことが大事じゃないかと思うんですが、その点についていかがですか。

○政府参考人(大武健一郎君) 登録免許税という流通税の在り方というのが基本的に検討課題にはなっております。ただ、他方で、御存じのとおり、土地というものについては消費税が掛かっているという点もございます。そうした中で、言わば税負担として、いわゆる税というのは経済活動があるところから正にお払いをいただくということ

になるものですから、その議論を一体どういうふうに考えていくかということが求められているのだと思います。

そういう中ですが、やはりそれを、今、先生が言われたように、すべてその部分は廃止するということがそれが適当かどうかということになりますと、やっぱり今の税の議論の中では全体として偏りのない税体系を築くという、やはり所得、消費費ではとらえられない負担として着目するいう意味で登録免許税というのは位置しているものから、果たしてそれを全廃、少なくとも土地需要を喚起するためといつてもそこはいかかという議論もあるわけですね。そこで今回、この租税特別措置法では半分と、今、先生は中途半端と言われましたけれども、半分にしているということなのかと思えます。

○櫻井充君 だって、租特は特例を設けることを規定すると書いてあるわけであって、何もそのところでも中立だ公平だということを考える必要性はないんじゃないですか。

例えば、こういう土地が流動化して、その土地から生まれてくるものが、若しくはそこで企業が再生されたら、再生されたらとすれば、法人事業税がそこで発生してくるわけですね。むしろそういうところで発生したところで、法人事業税を通常より例えば一%とか二%とかそういう企業から今度は多目に設定して払っていただくとか、そういう組合せは幾らでも考えられるんだと思うんです。

今回の措置を見ていて、本当に小出しなんです。ね。何でもかんなにけちってやっているのか私は分からなくて、そこら辺が大臣、是非御答弁願いたいんですが、これはもう大きな話で、方向性で結構でございます。こういう租特なりなんなりという政策的な税制というのはもつと大胆に打つべきじゃないかと。そして、大胆に打って、こういう方向性を国はやっているんですよということ、それはもちろん税制だけではなくていろんな政策上見せる、国はこういう方針でいくんだ、正しく

構造改革というのはそういうために今、小泉さんやっつけらっしゃると思うんですよ。そのところの構造改革をこうやると決めれば、それに向けた税制はきちんとした形で何年間なら何年間と限ってもいい切つてやるべきだと思うんですよ。その辺に關して、大臣、どうお考えですか。○国務大臣(塩川正十郎君) 確かにもうおっしゃる通りに、私、櫻井さんの意見、賛成でございますね。

そこで、私は是非議會の方にもお願いしたいんですが、減税を一回やりますとそれは既得権になっちゃいます、今度は戻ってこないんですよ。そうすると減税、減税と来て、かつおぶし削つていったらしまいになくなつてしまふんですよ。そこで、ちまちまちまちましたこと、これ役人の癖ですね。やっぱり主税局としては歳入を守ろうということをやめるものだから、だから政治家の方では、確かに登録免許税なんかとやっつて、私はそう言っていたんですけれども、いやそれは半分ぐらい、四分の一ぐらいとかいうことになつてくるんですね。結局、歳入の面を考えるとということが一つ。

それからもう一つ、国会も理解を示していただいて、いったん減税するけれども、その代わりまたその対案を上げるということも理解してもらおうということをする。ですから、こういう租税特別措置法をやる場合は時限立法でやるということとはきつちりする。こういう時限立法をやると同じ時に、この時限が済みましたらこれに代わる財源はこつちでもらいますよということ併記して、併記してやったらええと思うんですがね。そうすると、議會の方ではこれ必ず修正出てきますよ、こつちを削れと。

そこらが非常に難しいところでございまして、しかし、おっしゃる趣旨は私はもう全くそのとおりで、こんなちまちました、何か政策目標がはっきりしないようなことはこれからやっぱりやるわけにはいかない。十五年度税制改正のときには、やっぱりちよつとしっかりした姿の見えるような改正

もやっつけていきたいと思っております。○櫻井充君 済みません、ちよつと素朴な疑問なんです、大臣、これ、提案者ですよ。○国務大臣(塩川正十郎君) そうなんです。提案者です。

○櫻井充君 大臣は、この税制の案に満足されていないんですか、じゃ。○国務大臣(塩川正十郎君) いや、それは主張しておつてもなかなか通らないんです。なかなかそれは通らないんです。それは役所の方は過去何十年という積み重ねがありますし、それじゃ財源でないしますかと言ふんです。

私は、そのときにも、例えば酒と発泡酒を上げたいと、こう言つた。そしたら、上げる方にはもう物すごい反対ですからね。発泡酒とたばこを上げると言つたら、もう毎日のように議員が、各党の議員ですよ、何も自民党だけじゃございせんが、ワツシヨイワツシヨイで上げたらいかぬと。結局上げられなくなつてしまつた。そしたらどこでつじつまを合ふかといつたら、やっぱり連結納税の付加税をそれじゃちよびつと二年間だけでもらつて、それでつじつまを合ふそうか、結局そういうことになつちゃうんですね。

ですから、この問題については非常に理解してもらふのは難しいですけれども、しかし、そういうのもういつまでも姿のはっきりしないものは、やっぱり櫻井さんおっしゃる通りに、きちつとした姿勢で明示すべきだと思つております。これはもう間違いないと思うんですね。

○櫻井充君 今の話で大事な点は、発泡酒で増税される人と、それから例えば連結納税なら連結納税で優遇される人と違つてくるところが問題なんだろうと思うんですよ。つまり、中立性ということを考えてくると、ある時期はこの人たちに減税します、例えば登録免許税なら登録免許税を軽減します、その代わり事業がうまくいったときには、そのときには少し法人税を多めに払つてくださいな。その同じ人たちのところで、あるときは優遇する、あるときは増税するということがある

あると、全体として見たときに中立になるんだろうと思うんですよ。

ところが、今の議論ですと、増税する人たちと減税する人、される人たちが違つてくるから、そこに中立性が生まれてこないんじゃないだろうかと、そういう気がいたしますが、いかがですか。○国務大臣(塩川正十郎君) それはもう正に国会なんです、それが国会なんです。

どうしても声の大きい方に引つ張られていくということになってきますから、ですから増税反対の声が大きい。同時に減税の声も大きい。それじゃ、減税をやめとけという声は全然出てこないです、減税をやめとけという声は全然出てこないし、そこが非常に難しいところで、役所のハンドリングというのはそこが難しいところなんです。

私は、もう本当、大臣としてはそういうことは、おっしゃるようなことはやりたいたいです、それは言つておるんですけれども、それはなかなか、そこは最後の段階になつたら、それじゃ大臣として、税収は、税収とか財政の歳入はどうするんですかと切り込まれてくると、やっぱりそこで、うん、そうだな、しばらくの間それじゃこれでいこうかなつちゃうんですね。

そこらは非常に難しいところですが、これはお互いにやっぱり絶えずこういう話し合いをしておいで、相互に議會の方とそれから行政の方との理解をしながらやっていくことがこれから必要だろうと思ひます。

○櫻井充君 何かいみじくも、大臣、小泉内閣は大胆に構造改革するんだとおっしゃつていた、しかしそれが、ひるまずとらわれずでしたか、全くできないということをおっしゃつておられるような気がするんですけれども、その辺、いかがですか。○国務大臣(塩川正十郎君) だって、随分と改革をやつてきましたよ。だって、皆さん御存じないかも知れぬけれども、行政コストを見直すということが今の予算編成の中できつと出てきましたのは、これは本当に、これは三十兆を堅持したか

らなんです。この効果は何年か先には必ず出てきます。

さらに、十五年度におきましても、まだ行政コスト見直した、行政の、いや、財政の適正な使い方というものを一層進めていきます。これは国民が望んでおる無駄遣いをするなということのはしり、入口でございしますけれども、これはもう物すごく変わつてきました。

それから、公共事業の在り方なんかにつきましても、コストを削減、十数%ちよつと削減したけれども、公共事業量そのものは余り変わつていないという、こゝなんか構造的に見ましたら随分変わつてきておるということでもございまして、個々に見ますと随分と、ありやこんなに変つたかなということをお分かつていただくんが、しかし、制度的なものとして大きく変わつていないものだから、だから構造改革は進んでいないと、こう言われまふけれども、そういう個々のものを積み重ねていつてまいりますと、やっぱりやり方は変わつたなということははつきりと今度の予算、十四年度で出てきておることは認識していただけると思ひます。

○櫻井充君 どうもちよつと煙に巻かれてるところがあるような気がするんですが、十三年度の補正予算、第二次補正予算案と、それから十四年度の予算案をセットにすると余り変わつていないんですよ。つまり、十三年度の第二次補正予算案で、ある程度公共事業の前倒しは行つておるんですよ。ですから、十四年度だけ見てくださいな、それはそうなんですとおっしゃいますが、若干違つておるんじゃないか。

それと、是非大臣、そのように大胆にやはり税制を組んでいかれたいと構想されておるんだとすれば、そこは大臣の強いリーダーシップで、是非、塩川案なるものを私はお示ししたきたいと思つております。

今回、ちよつと話違ひますが、クロイツフェルト・ヤコブ病の私は超党派の議連の事務局長を務めて、坂口厚生大臣と何回もお話しさせていた

きました。事務方の強い反対がある中であれの和解が成立したのは、坂口大臣が非常に強いリーダーシップを発揮されたからあの問題が私は解決したんだと思っております。こういう厳しい経済状況の中で、やはりだれかがリーダーシップを取っていかねば変わっていかないとだと思っております。それを担われているのが正しく大臣だと思っております。

その中でこれから非常に大事な位置を占められていくわけですから、是非大胆な、今のようないろんな役人からこういうふうにならねばならぬという程度は案になってしまつて自分には不満なんだというふうなことでなくて、やはりこの国のこの方向性はこうなんだからこはちゃんとやってもらわなきゃいけないんだと、その代わり例えば、何回も言いますけれども、企業の収益が上ってきた時点でこういう形で税収が増えていくんだから、おまえら財政に関しては心配するなと、役人を説き伏せるぐらいのことをやっていたかかないと変わっていかないとはいかないかと、そう思っております。

ですから、改めて大臣に、そのような大胆な措置を取るべきだとお考えであれば、その御決意を改めて表明していただきたいと思ひますが。

○国務大臣(塩川正一郎君) 十五年度税制改正に、まだ中身は全然分かりませんが、おっしゃるような私は趣旨を貫きたいと思つております。

要するに、こういうことでこつちは減税しますよ、その代わりに、これらの措置が終わつたら今度は増税しますよと、セットに出します。セットに出さないから、だから期限が来ても延長、延長、延長と、暫定がもう四十年暫定続いているやつたくさんありますからね。こういうことになつてしまふんで、だからワンセットで、こつちは増税します、こつちは減税します、その代わりにこの部分は増税、こちらの増税で賄いますというのをはつきり出しますから、今度は出しますから、そのときに、議会はもう手を挙げて、文句言わぬと賛成してもらわなきゃなりません。

○櫻井充君 是非期待しておりますし、問題は議院に出てくる前の方が問題ですから、大臣、それは大臣の方がよく御存じだろうと思ひますが、その前で負けないでいただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

済みません、あと、税制の中でちよつと考へていただきたいことがありまして、今回は中小企業の税の軽減というところで、試験研究費、開発費などが、ある収入金額に対する割合が三%を超える、つまり、ある程度研究しているところの企業に対しては優遇しますよというふうな措置なんだらうと思ふんですが、もちろんこれ非常に大事なことでと思つておりまして、それだけではなくて、もつと全体に、企業が研究開発を促進するようないう気がしているんです。

今、日本の製薬業界は確かに非常に利益を上げてきていますけれども、アメリカの大手一社の研究費と日本の製薬会社全体の研究費でどちらが多いかというところ、アメリカの一社の方が多いいわけですね。これから何年か先になつたときに、新規の薬剤というものの、新しい薬剤が出てこなければ利益を生まなくなるわけですから、そういう意味でいうと、企業の研究開発を促進していくような税制というものを考へていかなくちゃいけないと思ふんですが、その点についていかがですか。

○政府参考人(大武健一郎君) 今、先生が言われましたとおり、我々としても研究開発促進ということは重要だという認識でおりまして、御存じのとおり、各種の優遇措置を取らせていただいているところでございます。

ただ、この研究開発費について一つ申し上げておきますと、現在、研究開発費支出を国内でするか海外でするかの実質制限が税制上できない。例えば、海外の研究に支出してもこれの適用になるといふような問題があります。

この辺りをどのように考へていくのか、いやそれは構わないんだと考へるのかどうか、そうしたような問題も当然あるかと思ひますが、いずれに

しましても、新世紀にふさわしい、望ましい、先ほど大臣が言われました、税制の中で大きくいろいろ議論をしていきたいと思つてるところでございます。

○櫻井充君 日本の今後の産業を考へたときに、じゃ、どこがリーディングセクター、こういう言葉がふさわしいかどうか分かりませんが、私、やはり物づくりなんだろうと思ふんですが、この国は、アメリカも結局、調べてみると、物づくりをやることによって国力が上がつていったという本をこの間読みました。

そのことを考へてみると、金融とかそういう、大変申し訳ないんですが、ただ単純に金を動かして物を余り生まないようなものではなくて、きちんと物を作つていけるような、そういう部分に關して少し応援するような税制が必要なんじゃないだらうか、そういう気がしています。

それからもう一つ、医者の立場でちよつと今日は話をさせていただきたいのは、国立病院、公立病院というのはほとんど赤字なんです。法人税とかそれから固定資産税、払つていないかと思ひますが、民間の今医療機関の三〇%以上が赤字になつてきています。それはもう医療の保険点数をもちろん変更していかねばいけないこともあるんですが、もう一つ、医療法人の法人税の在り方というのを一度考へていただけないのかなと思つています。

というのは、最初から利益を生んで配当しなければいけない株式会社は税率三〇%で、医療法人も三〇%なんです。社会福祉法人は二%ですから、社会の位置付けから考へると、私はその中間ぐらいのところにあるべきじゃないかというふうに考へているんです。

もちろん、個人の資産とそれからその医療法人の資産とをこつちやにしているようなところに問題点がありますから、その部分の会計をきちんと明らかにした上で、その区別をきちんとした上で医療法人に掛けてくる、もちろん特例を認められて二%にしているところもありますけれども

も、そうではなくて、全体的な引下げというのが必要じゃないかなという気がしていますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(大武健一郎君) お答えさせていただきます。

今、先生が言われましたとおり、医療法人自体は普通法人として扱われますけれども、やはりその財団とかあるいは持分の定めのない社団の医療法人のうち公益性の高いものは、御存じのとおり公益法人並み課税をさせていただいていくということでございます。

その辺り、全体、言わばどういう在り方がいいかというの、公益法人の課税の在り方、これはむしろ行政改革の方でも御議論になられているようにございますが、全体として議論していくべき課題かと存じているところでございます。

○櫻井充君 おっしゃるとおりでして、その税制全体を考へなきゃいけないと思つています。

その二%の税制、優遇税制と言つていいのかわかりませんが、ほとんどないと思ひます。今、病院全体の何%でしょうか、もし数字があれば、後で結構です、これは後で結構でございますので、通告してございまして、その数字を教へていただきたいと思ひますが、ほとんどがたしか三〇%だったんじゃないだらうかという気がいたしております。

それでは、税の話はこのぐらいにしまして、金融のことについて少しお伺いさせていただきます。

どうも中小企業の方々から見ると、大手の企業は債務免除などをされて、債務免除をされて救済されているけれども、中小企業というのはほとんど債務免除されない。で、もうほとんどどうぞつづいていただくまいなところがある。

金融機関も正しくそうして、大手の金融機関に対しては公的資金を注入して、まあ金融機関を救済しているのか、健全な借り手、預金者を保護しているのか、そこところははつきりしません

けれども、中小の金融機関に関してはそのような形で、公的資金を注入する手だてはあるとはいいながら軒並み破綻しているという現状があります。

金融庁として、今後の大きな方向性として、今のよう、大きな金融機関は破綻すると大変だから公的資金を注入してでも救済するけれども、言葉がちよっと違っていると怒られるかもしれないが、中小の金融機関は破綻させていく、整理していく、そして大企業に関しては債務免除を認めて、債権放棄を認めて救済していくけれども、中小企業はある程度の倒産は仕方ないと、これが構造改革なんだというふうにお考えなんですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 一つの視点からのお話かと思いますが、我々の方も我々の方できちっとした法律に基づく観点というのを持っているというのを御理解まず賜りたいと、このように思います。

大手金融機関に資本注入をしたのも、これももうここでもちようちよう言うことはいないんですけれども、金融システムの安定化ということのために必要ということとございまして、この金融システムの安定化ということについては、今、委員がお話になられたような貸出し先の保護、預金者の保護ということがあったということとございまして。

一方、中小金融に対してはそういうことはなかったではないかということで、中小金融というのはどの辺でとらえるかということとございまして、仮に協同組織形態の金融機関ということであれば、一年延長をして、そして財務局等におきましてはこの資本注入の仕組みについても特別の説明会をやったというわけですが、結果、結果においては、いろいろと話をしているうちに、現在のところは実績がないと、こういうようなことになったわけとございます。

しかし、中小金融機関については、別段、大企業と違ったことでやっているということではなくて、逆手を取るようで後でまた非常に御批判をい

ただいちゃうかもしれないけれども、マニュアル等でも画一的な適用というようなことをやめて、よく中小は中小なりのことで趣旨が通ればしゃくし定規でびたつとマニュアルが言っているとおりでなくてもよろしいというようなこともやっているわけとございます。

他方また、貸出し先の中小企業についても、これはもう何回も申し上げているように、やはり財務諸表と申しますか、そういう表面に表れた計数だけで判断しないで、やはりそれを、企業を支えている言わば奥の方についてもよく配慮をして総括的にとらえていくようにということをお願いしていること、余り長話はやめますけれども、そういうようなことで、それぞれのところについて我々はきちっとした配慮をしているということのつもりでおるわけと。

○櫻井充君 大臣、最初に前提として法律の観点というお話をされました、法律。法律の観点からとお話しされました。そこが僕は根本的に違っていると思うんです。というのは、いや大事なことは、確かに法律がまず大事なことは間違いありません。しかし、それは現下の状況に合わせた法律を我々が作っていくかきやいけないということなんだと思うんですよ。ですから、現行法があるからそれにとつてやっているから仕方がないんだというのは、私はそれはおかしいと思っています。我々はハンセン病のときに立法不作為というところで問われているわけです。ですから、もし本当に法律の観点で問題があるとすれば、それは是正していくのは当然のことなんだろうと思うんです。

私がお伺いしたいのは、大きな方向性として、大きな方向性としてこれからどうしていくのかということなんです。例えば、個人企業を挙げて申し訳ございませんが、ダイエーを再建させるということになったようです。しかし、そのことが世界から不信感を招いているのは、私、これ事案なんだ、ある一方でいえるんですよ、事実なんだろうと思います。ですから、大きな企業はつぶすと大

変だからやはりつぶさないでいきましようという方針でいつて、結局二回も債権放棄を受けている企業もあります。そのことから考えてみると、要するに、先送りだけしていつているんじゃないだろうか。抜本的な改革だとしてくれれば、そういうところも必要があれば、本来であれば破綻させていかなきゃいけないだろう。その一方で、中小企業に關して言うと、全くそういう手だてが取られておりません。

今回、通告してあるんですが、数字が出てくるんでしょうか、出てこないんでしょうか、ちよつと分かりませんが、債権放棄を受けているのは、大企業がどのぐらいの額で、中小企業がどのぐらいの額なのか、この数字はあるんでしょうか。今日はないんですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 御質問に先立つて事務方にそうした御要求があったことを私も聞いて知っておりますけれども、まだ現在、中小企業に対する債権放棄がどの程度行われているか、行われていることは我々もある程度認識しているわけですが、議論に一つの資料としてお出しするということな形でまとめ切れていないと、こういうこととございます。

○櫻井充君 分かりました。是非、後でその資料をいただきたいと思います。

そしてもう一つ、資金調達、済みません、だから、大きい方向性は結局はどうされるんですか、大臣。つまり、中小企業というのは大半が、資金調達の半分以上が間接金融に頼っているわけですよ。大企業は決してそうではありません。先日、円議員の方からありましたけれども、中小企業の貸出しというのは四十兆円ここ三年間ぐらいで減っているわけです。ですから、それだけ融資が減れば破綻してくるのも至極当然のことなんだろうと思うんですよ。この現状をそのままにされておくのか、それとももう少し貸し出せるところを探して貸し出してくださいと云うところか。そこで大きな違いがあるんだらうと思うんです。それからもう一つは、今資産デフレが起こった

りして企業が多額の借金を抱えている。その多額の借金を返済するためにかなり四苦八苦しているところもあると、経営上は余り問題ないところもあるんだらうと思うんですよ。そういうようなところであつたとすれば、ある部分、債権放棄を認めてあげれば企業として再生できていくところもあるんじゃないかと思つていいます。

そのようなところでの大きな方向性をどう考えていらっしゃるのか、その点について教えていただけないですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) ちよつと中小企業の貸出しについては、私どもはまず金融機関に対して、これは大手の金融機関も当然のことなんですけれども、収益を上げるということを言っております。収益を上げるためには、逆に中小企業というかりテールの分野こそ多分利益が上がる分野だろうと、こういうように周囲のいろんな条件からいって彼らも考えているわけとございます。そういうことで、幾つかお話を既にしたかと思うんですが、けれども、例えば無担保無保証で融資します、その代わり金利は少し余計にいただくということになりますというふうなことで、もう今それを拍車を掛けてそのビジネスを展開しているところもある。

それからまた、もう中小企業の皆さん、融資の申出をしてから随分長く審査をされるというふうなことも中小企業の貸出しが増大しない一つの要因だと言われておりますけれども、これらについても、ある税務の関係の団体ですけれども、非常に大きな経営指標を集積しておると。それとの見合いでもって、もう数量的にもある程度の信用力を判断していくと。それで迅速な融資の決定を行っていくというふうな工夫が既に既に行っておりまして、これらについては私どももそういうことをやっていることもよく知つていまして、もうと更に新しい手法を開発して貸出しを伸ばしてくれということ率直に言つて働き掛けていっているのが現在の状況でございます。

そういうことから、決して私ども、中小の

貸出しについて何か消極的であることを、これは中小の貸出しそのものの重要性もさることです。貸し出しけれども、同時に金融機関の健全性のため収益力の向上という側面からこの方へ力を入れるべきだということを言っておくというのが実情でございます。

それから、それとまたちよつと違うようなことを言つて大変恐縮なんです、個別の企業の救済策がいかにあるべきかというのは、私は、基本的に国民の、民間企業の間の経営判断によるべきだといふふうに考えておまして、これに対してはいろんなお考えが対照的にあることは私も承知をいたしております。

しかし私は、自分が金融再生委員長としてやったこと、そのときにいろいろ直面した問題、こういうような経験、それからまた建前として私はやはり市場原理というものを尊重していくということを考えている人間でございますから、私は、企業をどういふふうな方向で救済させていくか、救済していくか、あるいは再生していくかといううなことについては、私は基本的に市場原理、国民の間の経営判断によるべきだという立場でございます。もちろん、その背後に私は言っていることは、再建計画なり経営改善計画を立てたときにいい加減なものであつては困るということ、これは背後でもつて強く言っていることでございます。

○櫻井充君 国民の取引に口出しをしないと、これはそのとおりだと思ふんです。じゃ、ただし何をやってもいいかということなんです、国民で、ある程度のルールは作るべきじゃないだろうか。そのルールがないから問題なんじゃないだろうかと思つてゐるんです。

今までのやり方というのは、日本の政治全体、やり方というのは、入口のところかなり規制をします。規制を掛けた後、あとはどうぞ何をやるでも御自由です。よみたいところがある。大学の入試と同じでして、大学に入つてしまえば、後はほとんどフリーパスで卒業できてしまふ。アメリカ

力はそうじゃなくて、こういうルールの中でこのぐらいの学力を付けないと卒業できませんよと、そういうその後のルールがあるんだと思ふんです。

ですから、日本の場合には規制はあるけれどもいわゆる規則がないと私は考えていて、国民の取引だから我々はそれに口出しをしません、そのとおりなんです。ですが、少なくともこういう取引だけは最低守つてくださいなと。やれということじゃないんです。このことだけは最低限やってもらわなきゃいけないんだというルールを作るべきじゃないかと思つてゐます。その点についていかがですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) おっしゃるとおりでございます。例へば、私も、これはもう民間企業としては当然ですけれども、経済合理性を外れたようなことをやるなど、こういうことです。

例へば、債権放棄に当たつても、やはりその回収の極大化という経済合理性、これを実現できるようなものでなかつたら、そんなものは意味はないです。よというところを言っている。それからまた、その企業の社会的な価値という、もし倒れた場合の影響とかというようなことについてもやはり正しい判断が行われなきゃならない。さらにまた、経営責任についても同様に厳しく考えていくべきである。こういうような、その後に「等」という字がくつ付いているわけですが、そういうことを私もとしてはかねて明らかにしているところでございます。

○櫻井充君 大臣、これはある雑誌にこういう記事があつたんですが、当社は国の政策に協力するためにあえて債務免除を要請することにした、ついでには御行にも損失を御負担いただきたいと企業側から言ひ出しているんです。それに対して、そんな身勝手な話がありますかと、おたくの社長は債務免除は倒産企業が要請するものだと申つていたじゃないですか、今日の話は聞かなかったことにしますよと。個別名ここに書いてあつて、挙げてもいいんですけれども、こういう

会話がなされている現実もあるというふうに報道されています。

このような事実があることを御存じですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 世の中の、広い世の中のことですからいろんなことがあるだろうと、こういうふうに思いますが、その一々を私が知つてゐるというわけではございません。特にその事実については知りません。

○櫻井充君 もしこういう事実があつたとしたら、これはやはり大問題ではないですか。これは一般論としてお伺いしておきますが、こういう考え方で安易に債権放棄を求めてくるとなると大問題ではないですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 当然、もう答えるまでもないことだといふふうに存じます。

何というか、債権放棄についてもまた、ちよつとはかの面も申しますが、民事再生法等についても若干その濫用的なことがあるということを言われておりまして、この辺りのことについては私も関心を払つてゐるということだけ申し添へさせていただきます。

○櫻井充君 それと、その中で手法としてもう一つは、デット・エクイティー・スワップというんです。債務の株式化を求めていくと、そういうこともやられてゐるそうなんです。

もちろん、別に債務の株式化というのは決して悪いものじゃないと思ふんです。それは、企業が再生できるという可能性があればです。企業が再生できなくなつたときに、金融機関側がそういう形で、これは民間にまだ売り払つてゐるのか、自分のところで抱えているのかどうか分かりませう。これを方が一民間に売つてゐることにすれば、債務の付け替えを行つてゐるだけになるわけですよ。

ですから、このようなことを果たして今後、もちろん、ある企業の分に関しては、つまりは、どいういう企業だつたら認めてもいいけれども、そうでない、例えば破綻懸念先なら破綻懸念先に位置付けられるようなものに関しては駄目ですよと

か、そういうルールというのは作つておかなきゃいけないんじゃないですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) まず、マイナスの方から言いますと、債権を株に振り替えれば、仮にその企業が破綻した場合、債権であれば何がしかの配当が来る可能性も持つてゐるわけですから、株といふことになればこれはもう一円の価値もない紙切れになつてしまふと、こういうことではないところでございます。

しかし、そういうことを何でやるんだといふますと、片方で債権放棄なりなんなりいろんな救済を講じていた、あるいは講じようとしてゐるといふようなときに、単に一方的にそういうことで終つてしまふんではなくて、せつかくそこまでの犠牲を払つてやる、確かに債権の回収というのは極大化といふかそれなりに確保されるということにしても、その企業が更に大きな伸びを示したときに、何も企業の再生あるいは成長というものに均てんできないんでは余りじゃないかといううなことでデット・エクイティー・スワップが行われるということがあろうと思ひます。もちろん、そのほかに当該の企業そのものの資本構成を強くするといふようなこともあろうと思ひますけれども、全体としてそういうものでございます。

問題は、結局、櫻井先生も御指摘になられたように、その企業の再建可能性なんです。あるいは、再建計画あるいは経営改善計画というものを立てた場合には、その計画の実現可能性なんです。これがまず確保されて、本当にその企業の株価が上がつていく、市場の評価が高まつて上がつていくということがあつた場合に初めてデット・エクイティー・スワップをやつた言わばいいがあつたといふことに私はなるんだらうと思つておりました。だから基本は、先ほど来申しているように、経営改善計画あるいは再建計画というものの実現可能性、これを厳しく見なさいといふのはまず大前提だということを申し上げたいと思ひます。

○櫻井充君 このことが、要するに新株と交換す

るものであって、事実上債務免除の代替手段として用いられているケースが目立ってきているという指摘もあるわけなんです。

ですから、こういう手段を使って、いや、アメリカにはこういう債権市場ありますよね、ですから、証券市場というんですか、そういうものはあるから、それはそれで絶対やると言っているわけではありません。絶対やると言っているわけじゃなくて、それを悪用している人たちもいますよねと、そういうことをこれから許しておいていいんではないかと、その問題だけ提起させていただきたいとは思っております。

それから、最後にマザーズのことについてお伺いさせていたたいんですが、マザーズは今どうなっているのかというと、これは資料をいたいたんですけれども、公募の時点から比較すると時価総額で四〇%ぐらいまで下落しているんじゃないかと、三十六社の合計です。そのためのなかでは分かりますけれども、上場できない、退場してもらおうというんですかこれは、上場廃止ですか、上場廃止をこれは勧告するというんですか、そういうことをやっていくというじゃないかという方針を決めてきているようなんです。

そうすると、上場廃止せざるを得ないような企業は今このところはないと、ないんですが、このような規定を決めているというところは、上場廃止せざるを得ない企業が恐らくこの中にあるんだろうと思うんです。だからこそこういう規定を設けてきているんだろうと思いますが、そうしてみると、このような企業を上場させてきている審査のところに元々の問題はないのかどうか、その点について、大臣、いかがお考えですか。

○政府参考人(原口恒和君) 今、御指摘になりました上場の基準については、現在東証の方でその要綱案を発表してパブリックコメントにかけているという状況でございます。

一方で、上場廃止となるような企業が仮に今後出てきた場合にそれは問題ではないかという御指摘でございますが、東証マザーズ自体は、新たな

産業の育成が我が国の経済の再生のために喫緊の課題になっているという状況を踏まえて、新興企業に対して成長過程のより早い段階から証券市場を通じて資金調達を支援する、あるいは投資家による成長企業への投資機会を提供するというような目的で平成十一年十一月に創設をされたわけでございます。

もちろん、こういう市場でございますから、上場審査においては、マザーズが成長可能性のある新興企業を対象とする市場であることに留意しながら、企業内容やリスク情報等の開示が適切に行われる必要があるということとは当然でございます。

ただ一方で、こうした新興企業の特性として、ビジネスモデルが所期の期待に達しないような場合が生ずる、その結果として上場廃止の対象とした方がいい事態が生ずることも、もちろん望ましいことではないと思いますが、一面ではそういう市場の性格から見てやむを得ない場合もあるというところで、そういうことも踏まえて、さらに、市場全体の信頼性の維持向上の観点からも、そういう市場の評価が得られなくなった企業については早期の退出を求めることが適当だということ、そういう見直しを行うこととしたというふうに承知をしております。

○櫻井充君 新興企業に対しての援助としてこういうことをやることは全然悪くないんです。その趣旨は全く問題ないわけですよ。

しかし、上場数が三十六あって、公開時点と比較したときに株価が上昇したのはわずか九つしかない、残りの四分の三は皆下落しているわけですよ。直接金融に移行してくれ、直接金融に移行してくれと言っても、こういうようなことだけを見せ付けられれば、もう怖くて直接金融にまで移行できないんじゃないかと思うんです。

そしてもう一つ言えば、新しくマザーズは起こったとはいったって、ナスダック・ジャパンも実はマザーズより後れて開業しているわけです。

しかし、今の時価総額はたしかナスダック・ジャパンの方が上なんだろうと思うんですよ。つまりは、こういうマザーズ自体の信用を失っているから投資家が逃げていっているという現実も私はあるんじゃないかと思いますが、その点についていかがお考えですか。

○政府参考人(原口恒和君) 東証マザーズの新規上場銘柄数なり時価総額が他の二市場に比べて減少傾向にあるということは、御指摘のとおりだと思います。

この要因について東証では、特にマザーズの創設時におきまして主としてIT関連企業の上場が主であったわけですが、いわゆるネットバブルの崩壊を受けて、これは他の市場も含めてこれらの企業の株価が急落をしている、それから一部の上場会社と反社会的勢力とのかわりといったような問題が、された事例が起きたということで、市場に対するイメージが他の市場に比べても低下したというふうに分析をしております。

そういう反省の上に立つて今回の上場基準の見直しを行うこととしたというふうに聞いておりますし、いづれにいたしましても、当局としても、このマザーズの市場が今回の改正を予定しております審査基準の適正な運営、運用、あるいはその他もろもろの市場の活性化策と相まって適切に向上していくということを期待しているわけでございます。

○櫻井充君 マザーズの理事長なんなんの責任というのとは問われないんですか。先ほど反社会的なという話がありました。これが一番最初に上場された企業ですよ。ですから、そういうことがあったとすれば、これは投資家が、株価が下落するというのは、それはあくまで投資家の責任だと言わなければそこまですけれども、しかし、そういう企業だということがある程度言われていたわけですよ、あの企業は。それなのににもかかわらず割と強引に、幾つかのたしか証券会社が手を引いたはずなんですけれども、その中で強引に上場させて開業しているわけです。その

意味では、東証マザーズの問われる責任というのは私はすごく大きいんだと思うんですよ。

前もお話ししましたが、このパンフレットを見ると、「マザーズには」と一番最初に何て書いてあるかというと、「今後の成長、拡大が期待される事業や新たな技術・発想に基づく事業を行う高い成長可能性を秘めた企業を上場されます。」と書いてあるんですよ。一番最後の行のところに、「上場会社が公表する各種の開示資料をよくご検討の上、ご自身の判断で投資ください。」と。危険がありますよという言い方をこれですいているんですよ。書き方が情報の対称性と言えぬのかどうか。このパンフレットだって私は怪しいと思っていますんですよ。

こういうことをやっている理事長とか、その人たちの本来は責任が問われるべきだと考えますが、その点についていかがですか。

○政府参考人(原口恒和君) いろいろなさつき申し上げたような事例があったことは事実でございますが、それについては東証の方でその後のいろいろな、反社会的勢力との関係がない旨の上場会社からの確認書を求める等の対策を講じていると承知をしております。

また、御指摘の今パンフレットにつきましても、もとより投資家に対して取引所にかかわる情報を分かりやすく適切に提供することが重要であるという趣旨にかんがみ、今回の制度改正を行うに際してその趣旨を徹底するとともに、そのパンフレットの表現についても御指摘の点を踏まえて改善をしたいというふうに申しているということでございます。

○櫻井充君 答弁になっていないので追加させてもらいますけれども、私は、責任があるんじゃないか、理事長なんなんに責任があるんじゃないかという問いは聞いています。責任は全くないんですか。それをちゃんと答弁してくださいよ。

○政府参考人(原口恒和君) いろいろ取引所に関する事項については、もちろん最終的な責任とい

うのは理事長なり、現在は社長という形で判断していく、において判断されるべきものと思いますが、今申し上げたのは、そういう問題の所在にかんがみ、そういう対策を講じられているということも一つの責任を果たす一つの手段と申しますか、そういうことを御紹介したということで御理解をいただきたいと思います。

○委員長(山下八洲夫君) 浜田卓二郎君。

〔櫻井充君「えっ、答弁になっていないです。よ、今の。答弁になっていませんよ。ちゃんと責任あるのかないのか、ちゃんと申してくださいよ。答弁になっていませんよ、とにかく」と述べ〕

○委員長(山下八洲夫君) ちょっと速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(山下八洲夫君) 速記を起こしてください。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 当然そうしたことにについて払うべき注意が払われていないということであれば責任があるということで答弁があったということでございます。そして、その責任の果たし方として、今言ったような是正の措置を講じていると、こういうことでございます。

○櫻井充君 分かりました。

はい、ありがとうございます。

○浜田卓二郎君 本日の議題は租税特別措置法改正案等ですが、先般の財務大臣の所信に対する一般質疑の中でこの問題についてはいささか触れましたので、今日は金融について御質問させていただきます。

ただ、先般も申し上げましたけれども、小泉改革路線の中で、私は、経済に対する目配りをしっかりしてくださいということはずっと言い続けておりましたが、デフレ対策までは踏み込まれた。もう一步景気拡大に思い切った踏み込んでいただきたい。

先ほど御指摘がありましたけれども、租税特別措置という手段を使うのであれば、やはり効果

的に思い切りというのは私も賛成でございますし、先般、証券取引について一つだけ御提案を申し上げましたけれども、そういう面も含めてひとつ大いに、少し、少し明るさが出てきた感じを私も受けております。これを本物にするための施策というのはこれから本番だと思えますので、ひとつ切れ味のいい財務大臣の考え、やり方ですとつ切り込んでいただきたいと期待を申し上げます。

さて、柳澤金融担当大臣に幾つか伺いをしていきたいと思いますが、御通告申し上げた順序と少し変えまして、先に中小金融機関に対する金融検査の在り方等について御質問をしたいと思

以前に、この金融検査マニュアルができた当初ですが、金融特で一度質疑をさせていただきました。大変よくできていてマニュアルであるということと実によくできているんですね。こう書いてあります。金融業の本質というのはリスクテイクであるということもちゃんと書いてあるわけでありまして、私は、今の日本の金融システムの中でこのリスクテイクということがほとんど行われていないというのが最大の問題だということに思っているものですから、妙な言い方ですけども、マニュアルどおりやれというのは妙な言い方ですけども、なぜこういう金融検査マニュアルがあるのに金融の実態がそうになっているかということは考える必要があると思うんですね。

私、こういうことも聞いております。今の銀行の中の人事評価システムといいますが、その基準というものが、リスクテイクをして利益を上げたということよりも、むしろ用心深くやって不良債権発生率が少なかったという方が評価されるという、そういうシステムになってしまっているということなんです。

別にその人事までさかのぼらなくても、私どもいろいろな御相談にあずかるわけで、政治家は口利きはいけないというふうに言われておりますけ

れども、やむにやまれぬ気持ちでいろいろな御相談に乗っております。その際に一番感ずくことは、やっぱりもう担保でカバーされているか、もう保全が大丈夫かどうかでありまして、どんなに口を酸っぱくして事業の将来性を説き、経営者が情熱を傾けてその説明をしてもなかなか道が開けないという現実でありまして、そういう背景に、今申し上げたような金融機関の人事評価システムまで含めたパフォーマンスといいますが、そういうものがあるんじゃないか。

じゃ、その背景は何かということに、やっぱりこの金融検査の在り方、もちろん不良債権処理を急がなきゃいけない、そのために特別検査も含めて金融検査を強化しなきゃいけない。それは、その必要性は当然あるからやってもらえるわけですが、けれども、その勢いがどうしても現場においては、窮屈な基準の当てはめとか、そういう画一的な処理とかいうことになって――金融検査官というのは怖いんですよ。かつて私は税務署長をやった、愛される税務署なんて言っていましたけれども、税務署は愛されつこない。調査官が行くと、これはもう相手は本心に構えて敵対するわけでありまして、今、金融検査官が行くと、銀行はもう硬直するぐらい緊張して、うっかりするとこれはもう破綻まで行っちゃうわけですから。

そういうことが、私は、だれがどうだということじゃなくて、不良債権の処理の中で一生懸命おやりになるということが、副作用としてそういうことをもたらしている、それが金融の本質であるリスクテイクというものをほとんどなくしちゃっているんじゃないか、そういう気がするものですから、これは別に御答弁をいただくわけではなくて、ひとつ金融検査に当たられる、金融機関の在り方をしっかり見ておられる金融担当大臣として御認識をいただいて、末端まで指導を徹底していただきたい。リスクテイクですよ、やっぱり。それを自信を持ってやれるバンキングじゃなければ、また金融システムじゃなければ日本の経済は浮かばれないという気がするものですから、それ

を申し上げるわけがあります。

さて、今度は質問ですけども、同じ金融検査マニュアルの中で、中小企業、零細企業に、特に零細企業については大変配慮ある書き方があるんですね。つまり、例えば当該企業の財務状況がそう良くなっても社長の資質を見てやれとか、それはまあ社長が資産を別持っていればというのが主たるところかもしれないけれども、あるいは技術力とか、あるいは、何といいますが、そういう企業家としての資質とか、そういうものを見てやれというのは入っているんですね、ちゃんと。それから、先ほど経営改善計画の話が出ましたけれども、零細企業には経営改善計画はなくてもいいんだと。それは無理ですよ。おやさんとそのせがれさんと奥さんがやっているのも企業です。そして、そういう企業の相談に乗りながら、そのおやさんの情熱とか技術力とか、そういうものを評価しながらずっと付き合ってきたのが町の信用組合であり信用金庫なんであって、そのところが硬直しちゃったなら、私は本当に死んじやうという気がするんですね。この前、私は県の話を取り上げて、製造業の下請をこのまま見殺しにするのかと申し上げましたけれども、やっぱり下支えをしているそういう企業をどうやら生かしていくかという観点も金融検査の中で私は必要だと思っております。

そこで、自分の演説ばかりしていてもしょうがありませんから、ちょっと具体的に、私も今日言おうと思つて幾つか金融機関の実例をヒアリングしてきたんですよ。それをちょっと、これはまあ大臣じゃなくてもいいんですけども、こういう実態についてどう思うかをまず答弁していただきたいんです。

例えば割賦金額の減額をする。月々三十万円返すよって約束をしていたのが、何とか、今売上げが落ちてくるから、もう少しで回復するから、十五万円にしてくれというような話、これはよくあるんですね。ところが、もうあつという間に、例えば三十万円を十五万円にしてくれという話で、

分かった分かったと言つてやっていると、金融検査ではもう全く一〇〇%、何というんですか、要管理先か何か知りませんけれども、引き当てを積みまされるんだそうですよ。これはもうそうなんだそうですよ。

それからもう一つは、返済期日をちよつとも延長してくれと。私、これ、今大事なことで思うんですよ。一番いい金融対策が、この間もちよつと申し上げましたけれども、期限を、景気が少し上向き始めているんだから、一年ぐらい延ばしてやるのが私は一番の金融対策だというふうに思うんですよ。ところが、延長を頼んで、それを認めてあげたら、これももう全く要管理だそうですよ。それで引き当て積みまされる。

それから、最終一括返済というのがありまして、月々返しているけれども、返す予定だったけれども、この状況だからまとめて返すよという話も、これは虫がいいといえ虫がいいのかもしれませんが、でも景気動向であり得ると思うんですね。いろいろ大企業のように長期計画があつたり、それを管理するところがあつたりじゃなくて、おやじさんが自分の判断でやっていると、おやじさんなどところはあり得ると思うんですよ。ところが、もうそれは形式的には一切駄目だそうです。一切駄目だつて言っていましたね。

それから、これはちよつとひどいと思うんだけれども、十年前に契約更改をしたんだそうですよ。十年前ですよ。それで、その後の十年間はきつさきつと利息も元金もちゃんと入っている。ところが、検査官が見て、これ、契約更改したじやないかと。それで、アウトだというんです。アウトだという意味は、要するに引き当てを積みまされたということなんです。

それから、もう一つだけ申し上げます。かつては、保証協会の保証付きの債権というのは、これは検査対象外だったんですね。ところが、特別枠というのはもうやめになったでしょう。やめになった途端に、信用保証協会の保証が付いていても、その根つこの期限を例えば一年延長して

やる、この延長までは保証協会は認めてくれるんだそうですよ、今は。ところが、これを、保証協会の保証が付いているんだから引き当てで積みまなくてもいいじやないかということ主張しても、支店長が主張しても駄目だということで、この例ではやっぱり引き当てを積みまされたというんです。

ちよつと幾つか申し上げて、それぞれ片一方からだけの話ですからあれですけども、ちよつとこれの具体的な事案についての感想を聞かせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 最後の例でございますけれども、信用保証協会の保証の期限の延長があつた場合に、それを要管理にするかどうかというところについては、これはよく事情を聞いて具体の判断として要管理にしないということとはあり得るところでございます。

ただ、自動的にということになりますと、これはまたいろいろ問題が生ずると。つまり、マーケティング等にも余りいい影響を与えないということで、一応きちつとその段階でもう一度判断をさせていただくということですが、その心は、これは要管理扱いにはしないという了解の下での政策ということに解していただいて差し支えないと、このように思ひます。

その他のことについては、私も、大変いろいろ思ひはあるのでしようけれども、やはりこれは条件緩和、条件変更のうちの特に条件緩和という債権に区分されまして、条件緩和は要管理の一つの形態であるという認識で処理をしてもらわないと、これは金融機関の健全性の上で困る、こういうことになります。

それで、どうなるかということについては、それは金融機関の判断で、結局それはコストが上がるわけですね。このコストが上がるものを自分で吸収するか、なかなかそういうことにならないければ、じゃそれについては何がしかの利息の面でお互いで合意をするところを話し合つてみるかとい

うようなことにゆだねられているということでございます。

○浜田卓二郎君 例え、今申し上げた例の一つで、十年前に契約更改をした、その後十年間ちゃんと元本も利息も払ってきたと。それをたまたま検査官が見て、十年前これ変えているじやないかと。それで、機械的に引き当て積みと。これは例えでございます、例え。

だから、柳澤さん、担当大臣がそういうふう比較的弾力的にお考えになつていても、やっぱり末端で、というのは第一線で、しかも、後でも時間があればやりますけれども、検査官が必ずしもたつぷり数がおられるわけじやない。全国で千人ぐらいということですから。ですから、短期間でやつていかなきゃいけない。だから、どうしても切捨て御免みたいな面も私は出てくる可能性もあると思うんです。そうすると、それはもう、一つの検査の中の一つの話にすぎないけれども、一つ一つの企業というのはいまもう生き死にが懸かっているわけですから、これは私は相当実態を見ていただく必要があるということをお願いしたいんです。

それで、私は、聞いた範囲ですから物すごく目の子話ですけども、金融検査が入ると、それだけで、ちよつと金融機関ですよ、自己資本比率が二割ぐらい減っちゃうんだと言ふんです。それで、彼らの実感からすれば、不良債権が増えた増えたと言ふけれども、要するに貸出しの七割ぐらいが不良債権だと世に言われているし、そういうデータになつていようだけれども、彼らの実感、彼らと余り一般化してもいけませんけれども、数人の実務家の実感として私が得た感觸というのは、七割なんてないよ。我々が実感でちゃんとずっと長い間付き合つてきて、この企業は大丈夫だと思つていながらやつていようんだ、そういうものをちゃんと見てくれば、七割なんかない、半分以下だというのが彼らの感想でありました。そのこともちよつと申し上げておきたいと思ひます。

それで、もう一つ質問ですけども、大変いい御決定をされているわけでありまして、「早急に取り組むべきデフレ対応策」で、今年の二月二十七日に決定された中の項目に「貸し渋り対策等」というのがありますね。この中に、今私が言つたようなことが書いてあるわけですよ。「金融検査マニュアルの機械的・画一的な運用の防止を図るため、検査官に対する指導・訓練」と。もう一つ、「検査の適正性をチェックする立入中の「検査モニター」、モニターまでやろうという話になつていますね。それから、「併せて」、次の、今具体的ないろいろなケースを申し上げましたけれども、この「債務者の経営実態の把握の向上に資するため、中小・零細企業等の債務者区分の判断について、金融検査マニュアルの具体的な運用例を作成し、公表する。」というのが書いてあります。

大変いいことだと思ふんですけども、これは今、その準備状況、あるいはもうやつておられるのかどうか、そこを伺いたいと思ひます。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 金融検査マニュアルの機械的、画一的な適用というのは、これは避けなさいいけないということとはマニュアル自身に書いてあるわけでございます。それを、先ほど来浜田委員がおっしゃるように、第一線、末端まで徹底しなさいいけないということのために、ここにありますように幾つかの施策を講じているわけでございます。

一つは、何よりも事前における研修、訓練ということでございます。これは実際にどうやってやつていようのかと聞きますと、言わば、何というか、模擬訓練、模擬の検査をやらせてみて、それはもうちよつとおかしいとかということ、模擬訓練まで含めた事前の研修を行っている。

それから第二番目に、検査中にモニターするということは、やっぱり検査官が行つて、それに対応するのはそれぞれの、場合によっては支店長であったりあるいは本店のそうした内部監査等をやつた人間が対応するんでしようけれども、そう

いう、それが第一線の者がやっているときに実際の経営者に会うということ、これは幹部がですね。そうして、うちの検査官、今入っていますけれども、どんな状況だとお聞きですかということ、これも私もすごいことをやっているなとも思うんですけれども。そういうことで、ですから、よく言われるように、机をたたいて威圧的な態度を取るとかということは、これはもうあり得ない。そういう、どんな言えるわけです、やっているまじすよということが言えるというように、これを現実にもう実施している。

それから最後に、意見申出制度について、どう考えても我々は検査官の主張は納得できないというように、ことがあったら、それは申し出てくださというように、また次に来たときまた厳しい扱いに、必要以上に厳しい扱いになるので遠慮するというようなことのないようにするために実は立入中のモニターをやっているというように、私報告を受けておいて、そういうことで現実にもうこれは進行中であるということ、でございます。

それから、第二番目の具体的な運用例でございますけれども、これは今、鋭意取りまとめ中ということ、でございます、取りまとめましたらまたそれにパブリックコメントを付するというところでございませうけれども、付した上で、正式の具体例集というように、これを一つの、何と申しますか、マニュアルのマニュアルというのか、そういうようなことで実際の適用にさせるということになるんだらうと、このように私認識をいたしております。

○浜田卓二郎君 大いにやっていただきたいんです。

それで、もうこれで最後に、この問題はこれで最後にしますが、さつき大臣は、条件緩和と債権はやっぱり駄目だ、駄目というのか、要管理になるということでしょうか。しかしそれは、このマニュアルの本当の精神からいえば、そうであっても、経営改善計画とか何かこう立ててきっちりきつち

りやっていると、いろいろな企業形態でもないし、お互いにこれはもう、熊さん、八さんじゃありませんけれども、やっぱり中小金融機関というのはしよつちゅう町場でお得意さんを訪ねたりしながら交流をして、おやじさんの人柄を理解したり、このおやじさんならやっていると、信用したりするわけですから、三十万が十五万になった、あるいは三十万が二十万になった、それだけで、駄目だよ、引き当てを積みよという話は、これはやっぱり考えた方がいいと私は思います。そういうことも含めて、ひとつ具体例、できるだけ詳細に手取り足取りで、こういうのはいいんだというようにやつをひとつ作成をしていただきたい。お願いをしておきます。

問題を変えまして、先ほどの質疑でもちよつと出ておりましたけれども、ダイエーの再建問題ですね。これは、私自身も考えて、どつちがいいのかというのは、これは迷うんですね、やっぱり。経済の構造改革というのはやはり、生産性の低い分野をどうやってその生産性を高めるか、更に言えば、撤退してもらつてところは撤退して、その部分をどうより生産性の高い方にシフトさせていくか、そういうことをやることによって資金の効率的な流れというものを再生していこうというのが私は構造改革だということに思っていますから、ダイエーには失礼ですけども、非常に微妙なケースだと思ふんですね。

しかし、分かりますよ。そこをもしつぶしちゃったら大変な波及効果もあるわけですから、単なる政治責任とかそういう問題じゃなくて、経済状態に及ぼす影響を考えれば迷いますよね。

正直言つて、私もどつちの処理がいいのか迷っている一人でありませうけれども、こういう論評があるんですね。いろんな人が議論していますけれども、ダイエーに結局その債権放棄とかいろいろさせて産業再生法を適用したと。これに柳澤大臣も同意された。同意されたのかどうか知りませうけれども、つまりこういう処理があることによつて、この不良債権処理の路線というのが、言

わばソフトランディング方式の路線を選択したんだと。それは言わば小泉改革の中における不良債権処理の破綻である、失敗であるという論評があるわけですよ。

それも、そう言いたくなる気持ち私も私からぬではない気がするんですね。やっぱり迷うわけですから、そうなんですか。これについての柳澤大臣のお考えをちよつと聞かせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(柳澤伯夫君) ダイエー問題について、個別の処理について言及、コメントを直接するというのはやっぱり避けるべきだろうと、こう思いますので、それは避けさせていただくことにして、一般論でどういふふうに考えているかということでございます。

ちよつと釈迦に説法かもしれませんが、この今度の不良債権問題の処理に当たつて、もう国が直接銀行を管理すると。資本注入でもしてウエートを高めて管理する、あるいは場合によつてはもう国有化してしまうということ、国の官僚が直接にその貸出し先の企業を併別してどんな処理を進めていくと、こういう方式も世上提案をいろいろの方がなさっている、これも私承知をいたしております。

そういうものに対して私の考え方は、そういうことをすることは余り芳しくない。日本の国の金融産業は大したことがない、物づくりの方が大事だと、それもまた一つの観点からすればそれはそのとおりですけども、私は、基本的に、もし日本のメガバンク等がそういうようなことになつたら、これは奇怪な資本主義だろうと。幾ら短期間であろうと、私は、そんなものが本当に合理性を持つて成功すると私は思わない。

もちろん、いろいろ国によつて、お隣の国等でもそういうことをやつたんじゃないかというように論評もございませうけれども、それはその経済の歴史、経緯というものがあるだろうと思ふんです。やっぱり日本の経済というのは百二十年ぐらいう、以上ですか、資本主義経済で回ってきたとい

うようなことであれば、私は、やっぱりこの仕組みを最大限生かす形で不良債権の処理も行ふべきだろうと、こういうふうに思つておいて、それで私は、できる限り国の介入、直接介入というのは少なくともした形でやりたいということでございます。

したがいまして、その金融機関と貸出し先の間に、やっぱりこれは個別の経営判断、両者の個別の経営判断であらう、こういうふうに思つておきます。その個別の経営判断の中で法的な処理をする、あるいは破産法を適用しちゃう、あるいは会社更生法でいく、あるいは民事再生法でいく、いろいろあるだろうと思ふんですね。それからまた私的な整理でいく、その私的な整理のうちのもうガイドラインをびつり適用して、すべての主たる多数の債権者について基本的に平等原則でプロラタでもって負担をしていくということもある。しかし、そこまではやっぱりしないで、重立ったところだけで話が付くところだけではないかと、こういうような合意だつて選択としてあり得ますね。

そういういろいろなことをどれを選択するかは、これは言わば経営判断、つまりいろんな四囲の状況をその経営者、両当事者の経営者が判断をして、それで最終の判断をするということでありまして、我々の今取っている路線の中でも、やっぱりいきなり破産法適用したというのはあるかないか、ちよつと私、有名企業ではないと思つておられますけれども、やっぱり会社更生法適用する、あるわけですね。そういうものがありながら片方こういう選択をする、私的な整理の選択をするというのがあつたということであつてそれは、我々が言えることは、本当にその経営改善計画というもの、何が、何と申しますか、中身の濃い実現可能性のあるものでなければ駄目なんだよということをもうさんざつばらわきから言つておる、こういうことでございませう。ただ、わきで、例えば経済産業省さんなども、他人事でなくいろいろ考へてアドバイスをしてくれるということは、これはあり

得るわけでありまして、そういういろいろな方の意見を聞いたりして当事者がこういう判断をしたというふうには私は受け止めているということでございます。

○浜田卓二郎君 個別企業の話ですから答えにくいというのはよく分かります。

ちよつと質問を変えて、最後の質問ですけれども、やっぱり不良債権処理がうまくいくには、私がずっと強調してきたのは、やっぱり実体経済が良くなって企業の収益性が向上しなきゃ、リストラだけで企業の収益性を向上させて不良債権処理をなんというのは無理ですよ。やっぱり実体経済が改善して、企業の収益性が回復するというのを大前提に置いてほしいと、それを一つ言ってきました。もう一つはやっぱり今の論点として、やっぱり不良債権の処理を通じて、結果的というか誘導効果というか、これはやっぱり産業構造がより効率的な分野にシフトしていくというその後押しの、あるいはそのきっかけを作る作業でもあるわけですよ。

ですから、今申し上げたことは、不良債権処理が本来の意味の産業構造の改善、経済の構造改革につながる、つなぐと、そういう意識は、あるいはそういう政策意図をお持ちですかということを開いて、質問を終わります。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私はその辺りはかなり意識しています、正直言つて。私は、産業構造の転換というもので最も強力に具体的にやれるのは金融機関だと思っています。ですから、それを我々はさつき言ったように実現可能性というふうなことでサポートしているという考え方でございます。

○山本保君 あと残りました時間、NPOの税の優遇に絞ってお聞きしたいと思しますので、柳澤大臣は結構でございます。

最初に、塩川大臣にお聞きいたします。
今回のこの租税特措法の改正に伴ってNPOについても改善、改正をしていただけるということに伺っておりますけれども、まず、その前提とし

て、こういう公益若しくは地域の中で他の方のために尽くしていると、こういう団体に対する寄附金に対する優遇の税制をもつと拡大、拡充していくべきではないかと思うんです。

これは、やっぱりお任せ、間接支援というのか、こういう税金を出して補助金にするというものから、直接、自分で直接支援すると、こういう金融とも似ているかなと思うんですが、こういう形なんです。ですから、助け合いの精神とかそういうものが出てくることとか、それから新しい事業が展開して雇用が増えるということもありますけれども、財政面でいえば正に補助金と見合いになるわけですから、決してこれを優遇すれば税収が減るので困るということはないはずなんです。

ですから、正に今日の、先ほどまでも話があつたように、正に両方うまくできるはずなんです。から、もつと広げていくべきだと思いますけれども、大臣、いかがでございますか。

○国務大臣(塩川正一郎君) 寄附金税制について一般論で申しましたら、寄附金税制の制度としては割とよくできておるんですけれども、要するに運用ですね、運用の面で余り厳し過ぎるということとを私も直観しております、そこをもう少しどうか緩和できないだろうかと思うんですが。

それと同時に、NPOとかそれから公益増進法人とか、それを運営する人がやっぱりその公共精神というものをしっかりと持っていてもらわねと、KSDのような例がございましたね、あんなことをやられると、ああいうのはみんな、国民はあれと同じように見ていますからね。

ですから、やっぱり税当局の方もきちつとやらないかぬという、そういう使命感にこだわつてしまふと思うんです。ですから、やっぱりその当事者の信頼がまず大事だろうと思っております。同時に、実態調査をもつと私、素直にやっぱり税務当局もすべきだと思うんですが、何かアリの出口を探すぐらい細こう調べますね、あれは難しいことだと思うんですが。

それで、しかしまた、このNPO自身に関しましては、もう少し運用の実態を見て、改善すべきところがあるならばしてみたいと思うております。

○山本保君 三年前にこの法律を作りますときに私もやらせていただいたて、当時はまだまだ税制の優遇などというのは必要ないという意見の方が多かったんですけれども、おかげさまで動き出しまして、やはりこれが一番大事だということと、去年の十月ですか、こういう認定NPOという、もう一ランク税金を安くできるということですから、不公平にならないようにというものができた。で、やつと、大臣、しかもこれからもつと広げていくという決意をいただきましたので大変心強く思いますけれども、ちよつとここで国税庁にお聞きします。

十月から始まった認定NPO法人、現在どんな状況でございますか。

○政府参考人(村上喜望君) お答えいたします。今御指摘のとおり、認定NPO法人制度は昨年十月一日から施行になっておりますが、本年二月までの間、五か月経過したわけでございますけれども、申請が十件出ております。そのうち、既に国税庁長官の認定を受けたNPO法人は三件となっております。

以上であります。

○山本保君 たしか六千とか七千という全体では法人がもう今認証されて動いている中で十件しかない。短い期間だからということもありますけれども、しかし、やはり大臣も先ほど言われたように、余りにも厳し過ぎるんじゃないかなという気がするので、ちよつとそれについて少し具体的に見てみたいと思えますけれども。

まず、今回の税制改正、十四年度の改正で、これについて与党の方で私どもも議論させていただいて、そして認定要件の緩和について予定していると聞いております。副大臣、この辺はどんな、これは副大臣じゃないですかね、ごめんなさい、主税局長ですか、大臣でよろしいですか、副大臣、

お願いいたします。

○副大臣(尾辻秀久君) 二点、簡単に申し上げます。

一点は、みなし寄附金制度のそのものに対する……
○政府参考人(大武健一郎君) お答えさせていただきます。

十四年度の税制改正におきましては、認定NPO法人制度の認定要件のうち、パブリックサポートテストにつきまして、NPO法人の役員、社員がその当該法人の活動を支持して寄附する場合に、その寄附金についても寄附金総額に算入できるということで、要件緩和を図らせていただくと思っております。

○山本保君 それ一点だけがやつと認めていたいたかと思つておるんですけども、先ほど尾辻大臣の方からもちよつとお話がありました、団体からも要望されておりますのは、公益法人にありますみなし寄附金制度でございます。この辺については、たしか与党の申合せといいますが、そういう検討事項として入つたと思つていんですが、けれども、この見通しはいかがでございますか。じゃ、副大臣、お願いいたします。

○副大臣(尾辻秀久君) ただいまの御質問だと思います、勘違いいたしました失礼をばいたします。

ただいまの御質問でございますが、先ほど半分申し上げましたように、二点、まず簡単に申し上げます。一点はみなし寄附金制度そのものに対する御議論がいろいろあるということでありまして、それから、昨年の十月一日に始まったばかりでございますから、認定NPO法人制度そのものの歴史が浅い、こういうことでございます。

そこで、今お話しいただきましたように、公明党を含めて与党三党、おまとめをいただいております平成十四年度税制改正大綱におきまして、「認定NPO法人に係るみなし寄附金制度の導入については、今後、認定NPO法人の実態等を見極めた上で早期に検討する。」とございますので、私

どももそのようにさせていただきたいと考えております。

○山本保君 これはこれから検討ですから、ここでは余り立ち入って片方のある方向を言うことではないかと思うんですけれども、みなし寄附金というのは、御存じのように、収益事業を行った場合に、それは本来の事業に当然使われるべきものだ。実態がいろいろありますから、これをあるパーセントで認めて課税から外すという制度でございますね。

今、尾辻副大臣からおっしゃいましたように、私もちょっと見ましたら、確かに一般の公益法人の場合、収益事業については規定が法律上はないんですね、監督のところにあります。しかし、NPO法では、この辺作るときは大分言いましたように、NPO法人については勝手にやれるんじゃないんで、収益事業は当該事業に資するため、ものだけ認めるというふうにはつきり書いてあるわけですから、公益法人よりも言うなら条件が厳しいわけですよ。であるのに、公益法人の方は認めていてNPO法人は認めていないというのは、これはやはりちょっとおかしい状態だと思います。

ですから、当然、いわゆる公益性という、言葉自体も古いと思うんですが、役所が認める公益性では駄目だと思えますけれども、インターネットなどでやはり、最近聞きますとインターネットで広がっていく。私なども音痴ですから駄目なんです、お聞きすると、やはり結構ウオッチャーという方がいて、結構細かく見ておるようでございます。ですから、例えば、今法律上は、NPO法上はインターネットは書いてありませんけれども、やはり全体の流れの中でこういうものも導入して、そしてみんなでチェックしていこうと、こういうものを担保しながらこの制度を入れていただきたいなというふうにならなうと思っております。お願いをしておきます。

次に、もう少し別の今度観点ですが、その認定要件の中で、これも団体から言われているんです、

一市区町村だけで活動していると、そのパーセントが大きければですが、これは国税を安くするといひますか、非課税の対象にしないんだというふうかと思うんです。これも変な話ではないかと思うんですけれども、この辺いかがでしょうか。

○副大臣(尾辻秀久君) 今お話しのとおり、認定NPO法人に認定されますと税制上の特典がございます。ただ、その税が国税でございますので、どうしても国税の支援を受けると、こういうことから申し上げますと、ある程度広範性が必要であると、私どもはそのように考えておるところでございます。

○山本保君 今日は時間がないので深く議論はできませんが、私はちょっとおかしいと思うんですよ。それは、例えば日本が連邦制みたいで、明らかにその地域だけでやっているものはその財源でやりなさいという国だったら、その理屈は通ると思うんですよ。そうじゃないわけですね。実際、その一地域でやっているのが交付税が出ていたり、国の税金が行っているわけですよ。

であるならば、何も、その活動がその地域でやっているからそれは国税にしないんだと、元々県内ということと最初で考えているわけですよ。しかも、これは実態を見ますと、例えば、一町でやっているのは駄目だというその町自体が市なんかよりよっぽど大きな町なんというの一杯あるわけですね。その中で頑張っているのに、それじゃ駄目なんだよ、よそへ行きなさいと。首都圏なんか考えてみますと、すぐに隣の県や市へ行けるわけですからそんなに問題ないんですけれども、これはもともと実態に合った形で考えていたかったという気がするんですが、尾辻副大臣、どうでしょう。

○副大臣(尾辻秀久君) NPO法人が地域に根差した活動を行う法人が多いということは私どもも理解をいたしておるところでございます。したがって、今の制度は一番小さな単位の市町村を単位にして、幾つかの複数の単位で活動していただくということをお願いいたしておるところでございますが、今、先ほど申し上げました

ように始まったばかりの制度でございますから、今後検討をさせていただきたい、こういうふうに考えます。

○山本保君 積極的に検討をしていただけるといふふうに理解しておきます。

それで、時間のこともあるのでパブリックサポートテストについてはちょっと置きまして、ここで、今の税のことで気になっておりますのは、私どもも実は、最初にこういう案を作っておりますに、地方税についても当然同じ考え方で、寄附者に対する税優遇があつていいんではないかと考えているんですけれども、地方税については、これは時間がないのでまともにお聞きしますけれども、いわゆる所得税と似ている個人住民税ですが、これについて寄附金控除の対象となつては、これは、お聞きしますと、地方公共団体と日本赤十字と共同募金会だけに限られているんだと、それ以外では駄目なんだというふうになつておるようです。

これはどう考えても私納得できないんですけれども、この辺について御説明と、どうお考えなのか、お願いいたします。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 個人住民税の寄附金控除についてのお尋ねでございます。

ただいま御指摘ございましたとおり、個人住民税の寄附金控除につきましては、所得税と比較いたしますと極めて限定された対象となつておるわけでございます。これは、個人住民税という税金が、そもそも地域社会への会費としてできるだけ多くの住民の方に負担を分かち合つてもらふという性格の税でございますので、極力政策的な控除を設けてきていないということが一点ございまして、また、個人住民税の寄附金控除につきましては、やはり控除を行う地方公共団体と寄附金によります地方公共団体の受益、これの対応関係というものが必要になるということもございまして、

したがって、個人住民税におきましては、寄附金控除の対象となる団体の範囲の拡大というようなことにつきましては、所得税と同じように

していくということはなかなか難しいんじゃないかなというふうに考えておるところでございます。

○山本保君 局長にちよつとこの辺は考えていただきたいというか、また大臣にもお願いしたいと思つてはいるんですが、今の話を伺つていまして、この一連のお話の中で全く矛盾した話だという気がするんです。片方、国税の方は地域ですから駄目ですよと、こう言つておきながら、今度こちらの地方税の方では地域なんです駄目なんて、何を言っているんだか、全然おかしい話ですね。

元々、さつき最初に塩川大臣がおっしゃったように、この制度自体は正にこれから広がっていく、新しいタイプの活動、事業を広げていこうという意味があるわけですよ。そのときに地域だから駄目だというのはおかしいし、またもう一つ言えば、地方公共団体と、その団体の悪口を言うわけじゃないんですが、日赤と共募、共同募金、正に役所じゃないですか。役所に寄附したらいいんだというこれは発想ですよ、これ。これじゃ、元々全然認めていないんですよというなら、まだ今おっしゃったとおりで分かんるんですよ。役所の言うことを聞くといつたら申し訳ないんだけれども、役所だつたら元々税金でやればいじやないですか。だから、そんな説明にならない実態じゃないかなと、ちよつと厳しめて申し訳ありませんけれども、そんな気がするんです。

ですから、ここは是非今度、大臣もおっしゃったように来年度の改正に向けてまた検討していただきたいというをお願い申し上げまして、質問を終わります。

○委員長(山下八洲夫君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時五十分休憩

午後一時開会

○委員長(山下八洲夫君) ただいまから財政金融委員会を再開いたします。

平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、休憩前に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大門実紀史君 日本共産党の大門実紀史です。法案の質問に入る前に、午前中、浜田委員からご意見をいただきました。今大変焦眉の課題に

なっています。中小企業への融資、地域金融の問題について質問させていただきたいと思っています。

最初に、経済産業省おいていただいていますけれども、この間の中小企業融資の現状がどうな

っているか、簡単に御報告いただきたいと思っています。

○政府参考人(小脇一朗君) お答え申し上げます。最近の中小企業に對します民間金融機関の貸出し姿勢についてでございますけれども、平成十

ごろの未曾有の信用収縮の時期ほどではござい

ませんが、昨年に入りましてから再び厳しくな

ってきておりまして、特に昨年の秋以降、景況全体が

悪化を続ける中、厳しさを増しておると、このよ

うに認識をいたしております。

具体的には、私も中小企業庁で実施しており

ます。中小企業への貸出し実態調査によりますと、

金融機関の貸出し姿勢が厳しくなつたとする中小

企業の割合が、平成十年十月には三五・五でござ

いましたけれども、その後急速に改善をいたしまし

て、一昨年九月には一九・四まで低下をいたし

ました。しかし、その後再び上昇に転じまして、

本年二月、直近時点でございますけれども、二四

・六%にまで達しているという状況でございま

す。

こうした中、私もその状況をよりつぶさに把

握をするために、本年一月から二月に掛け

まして、全国二十五の道府県に私も含めまして中

小企業庁の部長が分担をして出張をいたしまし

て、地域の金融機関あるいは中小企業の生の声を

聞いてまいったところでございます。

本調査におきましても、長期にわたる業況不況

から、多くの中小企業の資金繰りが極めて厳しく

なつてきておりまして、また金融機関の選別融資も激化をして、一部の業況の良い企業には各金融機関とも激しい貸出し競争を行っている一方で、多くの業況の悪い企業に對しましては反復融資の拒絶が増加していると、こういった状況を把握しているところでございます。

こうした厳しい状況認識を踏まえまして、先般のデフレ対応策におきましては中小企業金融に關する緊急の対応策を取りまとめたところでござい

まして、今後とも、やる気と潜在力のある中小企業が連鎖的な破綻に追い込まれることのないよう、金融面でのセーフティネット対策に万全を期してまいりたい、このように考えております。

○大門実紀史君 今御報告いただいた中の、二十

五都道府県のヒアリングですが、この中で、後で

御質問させていただきますが、金融検査マニュアル

について、かなりあれがあるために融資が厳し

くなつてきているという声も寄せられたというふう

に、これは経済産業委員会、そういう質問に對

して、平沼大臣もそういう声があつたと、非常に

具体的に平沼大臣はおっしゃっているんですけれ

ども、BIS規制、そういうものを借金、信組、

地域の金融機関に適用することそのものがやば

い、大臣がおっしゃっているわけですが、おかし

い。それは中小企業の皆さんに大変な思いをさ

しているという事は事実だというふうにお聞き

おっしゃっていますが、中小企業庁として、この

マニュアル問題、マニュアルのために、午前中、

浜田委員からございましたけれども、マニュアル

のために貸すに貸せない状況が起きているという

ことについて、経済産業省、中小企業庁としてど

ういうふうに対応されるおつもりですか。

○政府参考人(小脇一朗君) お答えを申し上げます。

合理的な内容の検査マニュアルに基づきまして

金融検査が厳正に行われるということは、金融シ

ステムの健全性を保つために重要なことと考えて

おります。

ただ、実際の検査に当たりまして、中小零細企

業向けの貸出し債権を査定する場合には、その企業の販売力あるいは成長性あるいは代表者の収入、資産等といった各中小企業の特性に十分配慮することが必要となるところでございまして、検査マニュアルにもそうした趣旨の中小零細企業への配慮規定が盛り込まれているというふうに承知をいたしております。

先ほど御答弁申し上げました、私もこの一、二月に行いました地域金融機関に關しますヒア

リング調査でございまして、そこにおきましても、金融検査マニュアルの中小企業向け配慮規定の趣旨が必ずしも検査の末端まで十分に浸透し

ておらず、中小企業金融の実態に合っていない事例が見られると、こういった指摘がございました。また他方では、金融検査を受ける金融機関の側に、検査内容に對します習熟、あるいは資料の整備、説明の適切さ等の点で問題があるケースもある

と、こういった指摘もあつたところでございます。こうした現場からの指摘も踏まえまして、今般のデフレ対応策の中で金融庁におかれては中小零

細企業等の債務者区分の判断につきましてマニュアルの具体的な運用例を作成、公表するといった措置が取られるということになっていっていると存じているところでございます。

この具体的な運用例の作成、公表に關しましては、かねてより私も経済産業省から金融庁に對しまして要請をいたしていた点でございまして、

当省といたしましては、今後も中小企業金融の円滑化を図ると、そういう観点からこうした取組に

重大な関心を持つて注視をし、必要に応じ金融庁に對しまして意見を述べてまいりたい、このよう

に考えているところでございます。

○大門実紀史君 どうもありがとうございます。

私も日本共産党の調査でも、各地方の商工会

議所の会頭の皆さんや中小企業団体の方々も、今

のマニュアルがあるためにどうしても借金、信組

や地方銀行が貸すに貸せない状況に追いやられて

いるという話をたくさん聞いてまいりました。こ

れは前にも申し上げたと思います。

全国信用金庫組合の中央協会の会長の田附さんもう直近でそういう発言をされておりますし、信用協会会長、全国の信用協会会長の長野さんも、今、特に借金、信組の段階では貸し渋りじやなくマニユアルのために貸したくても貸せないとい

いますか、貸した途端にマニユアルで不良債権に分類される、だから貸せなくなっているんだとい

う話をされているところでです。

実際、数字の面で見ましても、借金、信組の貸出し状況でいきますとかなり落ち込んでいます。

例えば借金の貸出しでいきますと、これは今年一月ですけれども、前年比でマイナス三・一六%、

二十七か月連続マイナスになっていますし、信組の場合は三十六か月連続マイナスということ、やはりこのマニユアル、もちろんその前の検査プ

ラスこのマニユアルどおりやれというふうなことで貸すに貸せない状況が地域金融の中で今實際起きていくというふうなことが、先ほど言われまし

たけれども、経済産業省、中小企業庁にはそういう声も多く寄せられていることだと思いま

す。

柳澤大臣にお伺いしたいんですけれども、金融庁として、こういう状況に陥っている地域金融で

すね、このまま放置すると、たとえこのペイオフの後でも大変なことになると思うんですが、金融

庁として、中小企業金融あるいは地域金融というものを、こんな状況、袋小路に今入っていると

うんですけれども、どういうふうにならなされよう

と考えているのか、ちょっとお考えをお伺いし

たいと思いますけれども。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 午前中の御質問にもお

答えいたしましたように、金融機関が中小企業の

方々に対して融資をするということは、金融機関

の側にとつても大事な分野だというふうには実

これはちょっと譲れないところで正直ござい

ただ、その信用リスクというものを計るときに、中小企業の方々の特殊性、先ほど中小企業庁の方も言っておられましたけれども、そういうことを本当によく勘案するということは、これは必要だし、またそういうふうにしなればならないということでもございまして、それを今後とも徹底させていくことが大事だと、このように考えております。

○大門実紀史君 今後ともおっしゃいましたけれども、実際、マニュアルには随所に、その実態をよく見てと書かれていますよね。それにもかかわらず、これだけ、本当にもう私思うんですけれども、金融庁だけが今の検査のマニュアルでいいんだと、あとの人たちは何とか見直してくれと、何とか考えてくれという声が本当にもう全国で沸き起きているというふうに私感じておりますけれども、なぜこれだけそうしたら批判が起きているんでしょうか、マニュアルに対して、どういうふうにとらえておられますか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは結局、検査マニュアルというものが制定されたのは九九年七月でございます。平成十一年の七月ということでもございまして、そういうマニュアルをもつて検査をするということ、まあまだそう日がたっていないという背景が一つあるかと思えますし、それからまた信用組合におきましては、これまでは都道府県の検査であったということ、それが国の検査になったというようにも若干影響があるんじゃないかと、このように思います。

いずれにしても、新しいシステムの下に置かれているということも、若干いろいろな言葉遣いだとか何とかというところも変わってきているはずでしょうから、そういうったようなことが一つ制度的な背景としてある。

それから第二番目には、やはり景況の問題があると思います。景況が良ければそういうシステムが変わってもまあそれほど、何と申しますか、

不連続感というものを持たないですつと自然に吸収されていったようなことも、たまたまそういうものが適用される時期が非常に経済的に厳しい時期に当たっているというその両面から、やはりそういう声が挙がる背景があるんじゃないかと、このように考えます。

○大門実紀史君 そうしますと、マニュアルの中に書いてあります実態を配慮するという部分は、率直に申し上げて、十分に行われてきたというふうにお考えですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今のお話は、金融庁検査になり、またマニュアル検査になって以降でございまして。そういうお話だというふうに受け止めてさせていただいてお話ししますと、私の立場から、いや必ずしもそこがなかなか言いにくいところですが、率直に言って、財務局の検査が多いわけですね。そうすると、財務局の金融検査、これは部門は昔からありましたけれども、まあ何と申しますか、若い人たちが入る、あるいは定員増があるということ、新人も来るといったようなことで不慣れな面というものがあつたであらうということ、私は、私としては想像しているところでござい

○大門実紀史君 そうすると、今度のデフレ対策に、そういう実態配慮の部分をきちつとやっていくか、という実態配慮の部分、少なくて、研修とかですかね、そういうのをやらなければいけないというのは、率直に言って今まで、少なくともこの平成十一年の後の検査でその実態配慮が十分行われていなかったからわざわざデフレ対策に入れられたということじゃないんですか。先ほどの中小企業庁の経過からいっても、実態がちゃんと配慮されていないという声が多いので、経済産業省としては金融庁にちゃんと実態配慮してほしいというのがあつてデフレ対策に入れられたということ、今までやっぱり配慮されてなかったということにならないでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 結局、運用の問題でございまして。じゃ、一刀両断に、配慮されていなかった

たということを私がもしここで言うという根拠も実はないですね。つまり、みんな硬い話ばかりで、厳しいことばかり、運用面での配慮というものが記されているにもかかわらず、それらを無視して行つていったというようなことを言い切るといふ状況では私はないと思います。

しかし、私自身も、実は私、同級生に、個人的なことを申して恐縮ですが、大蔵省の金融検査をやつていた人間がおりまして、今はもう卒業してOBですが、まあ私の極めて親しい人間ですが、そういう友人からも、最近の検査について何か聞いているかというふうな話は私も率直に言つて聞いたところです。

だから、やつぱりちよつとまだ、最近やつぱり人が増えているというふうなこともあつて未熟な者もいるというふうなことは聞くぞというふうなことで、アドバイスというのか、そういう彼の見方というのか、そういうものも聞いておりますので、その点は私自身も注意を払つていかなきゃいかぬ点だ、こういうふうな思つたことなんです。じゃ、そういうことだから全般的にそうだったかということは、到底私として言えないところでございまして、これはやつぱり個別に、制度、制度というのか、施策としてはよくそれを徹底するようにやるといふことでもございまして、それから、今、大門委員が言うように、みんな徹底してなかったんだというふうな思わないとおかしいじゃないかというところまでは、私はそんなことは到底言えないというところでござい

○大門実紀史君 借金、信組が破綻に追い込まれた問題は我が党ずつと取り上げてまいりまして、大臣、恐らく都市銀行のことで頭一杯で、借金、信組の方は現場の方の話を直接余り御存じないんだと思ひますけれども、かなり実態配慮ということが否定されているのを指摘してきたつもりです、具体的に。

船橋信金などでは、この前も言いましたけれども、セーフ・ハーバー・ルール、これは全く否定

されてしまつたというところが起きていますから、そういう破綻したところには象徴的に現れていますけれども、午前中浜田委員からもありましたとおり、破綻していないところもすばつと二%ぐらい、金融庁の検査でいろんなものを否定されて、自己査定を否定されて自己資本比率が落ちてしまつたというケースも多々あるわけなんです。

今日、せつかく五味検査局長が来られておりますのでお聞きしたいと思うんですけれども、大臣言われましたけれども、現場では、私見に限るけれども、実態配慮どころか、いろんなものが否定されています。否定されています。これはどの指示でされたのか。地域金融機関、特に借金、信組の整理統廃合、これは具体的にどこが、金融庁のどの部署で、どこが仕切つて、統括して、そういう自己査定なんかも危なかつたんだと、ひどい例一杯あるわけですから、そういうかなり現場の検査官が自信持つて否定できるような指示をどこが出されてきたのか。五味検査局長が一番御存じだと思ひますので、ちよつと伺ひたいと思ひます。

○政府参考人(五味廣文君) 検査は、主任検査官と申す者を任命をいたしまして、これがチームを率いて行きます。その検査の眼目となりますのは、金融機関のリスク管理体制あるいは内部管理体制についての検証を行うということでありまして、この検査を行う際に、何らかの予断を持つて、結果をあらかじめ決めて行つたというふうなことは一切しておりません。また、そうした指示はだれからも出ておりません。

○大門実紀史君 今、検査局長、指示出してないというところで、この問題、あしたの金融特で引き続き借金・信組破綻問題をやらせていただきますので、追及したいと思ひます。

先ほどのお話に戻りますけれども、じゃデフレ対策で、先ほど御質問ありましたけれども、その実態配慮のところをやつていくと。先ほどちよつと聞いていてよく分からないうんですが、御答弁がよく分からなかつたんですが、模擬検査と

おっしゃいましたつけね、研修ですか、研修の自身のことですかね。これはいつごろからやられておられたんですか。今回のデフレ対策で初めてやられるんですか。

○政府参考人(五味廣文君) 新任の検査官に對します研修あるいは経験の浅い検査官に對します研修は、当然のことながら以前より行われておりますし、また、経験を積んだ検査官に對しましては、そのレベルに合わせた研修というのを別途行っているということ、これまでも行ってきたっております。

新人に對する研修といたしましては、これまではいわゆる座学と言われる形での研修、プラス、ケーススタディーと申しまして、グループで特定のケースを扱いまして、そこに教官的な、教官となるような立場の者が入る、あるいは入らない場合であれば、そのグループだけで議論をして論議を詰めて、その結論を研修の素材としてみんな議論をしてみるというようなことを行っていたわけですが、今回、これに加えて、新任の検査官につきましては模擬査定研修といったものを始めてみました。これは本庁で最初にやりました、これは私の記憶では二月の八日だったと思いますが、行っております。

これは、したがって、デフレ対応策を受けて始めたということではなくて、その前から、より有効な研修というのをいろいろ模索をしております中で出てきたアイデアでございます。その段階で始めたものでございます。

○大門実紀史君 そうすると、この間かなり評判の悪い検査官の事例がたくさん出てきて、本当にあったんですけど、机たいたてとか、入ってくるなり、おまえのところなんか正常先あるわけないと言って信用金庫に入ってきた検査官いるわけじゃないけれども、そういうことを改善するためではないわけですね。それとも、今まであれですか、そういう机たたくようなことを模擬検査で研修されていたんですか。

○政府参考人(五味廣文君) 特定の金融機関の検査に關して、机をたたき、おまえのところには正常先などないと言ったという御質疑が国会でございましたので、調べてみました。そうした事実は私どもの調査の範囲では把握できませんでした。

次に、研修におきましては、当然のことでございますが、特に模擬査定研修では、中小企業あるいは零細な個人事業者等の実際の事例を使いまして、もちろん債務者名は消してありますが、そうした資料を基にして、新人の検査官が検査官の役をやり、ベテランの検査官が金融機関の支店長、すなわちその案件の説明役を演ずるという、一種のロールプレーで行われているものであります。

その過程で検証されますのは、検査官が正しい着眼を持って中小企業あるいは零細事業者の資産の査定というものをその事例にふさわしい形でやっているかどうか、特に、機械的、画一的な査定を行っているかどうかといったことを、実際に査定をやらせてみながら、支店長役として様々な反論も行いながら検証をし、それを事後的に検証する、プラス、当然のことでございますが、検査態度といったようなものも問題があることがあれば指摘をされます。

非常に二月の八日というのは狭い部屋でやりまして暑かったんですけども、みんな上着は脱いでいたんですが、支店長役をやっていた検査官のうちの一人が上着を脱がずに一生懸命汗をふきながら説明をしております、私、現場に行つて、なぜ上着を脱がないのかと、こう申しましたところ、検査官殿が上着を取つてよいとおっしゃらないのですと、こういうことで、その検査官慌てて失礼しましたと言った、こんなケースもありましたけれども、検査態度といったようなものについてもこの研修では重視をいたしております。

○大門実紀史君 だから、今お聞きしたように、非常に硬直的な模擬をやつていらつしやるんですね、上着一枚も脱げないような。中小企業のおやじさん相手にそんな検査官送り込むからそうなるんですよ、分らないんですよ。

私は、そういうことはほとんど役に立たないな

と思います。なぜかといいますと、後でマニュアルそのものの問題申し上げますけど、結局こういうことなんですね。このマニュアルにかなり細かいいろいろな決められております、この中には、この中に非常に細かく決められているのに、実態見で判断しなさいと言つたつて、これは限界あるし、私、無理だと思つて、そもそもこの仕組みそのものが、マニュアルで細かいところまで決めておいて、あとは実態見なんやなくて、できっこないと思つて、やっぱり実態に合ったものに、細かく書くんだつたらですよ、する必要があるというふうに思つたつて、このマニュアルそのものの問題点といふか、矛盾について質問していきたいというふうに思つて、すけれども、私、時間の関係で全部お話しできるかどうかあるんですが、そもそも何だろうと、このマニュアルというのは、調べてまいりました。

そもそも、国際金融危機があつて、銀行の健全性をきちつとして、リスク管理をきちつとして銀行の体力をきちつと保持して、そういう投機マネーに負けないようにしようなどの出発点と、バーゼルの銀行監督委員会等々から示しているんな基準があつて、それでそういう流れでいろいろやつてきたという、流れはそういうことだと思つて。

ただ、なぜ日本だけこんなに批判が起きているのかということ、外国の例を幾つか調べて、まだ全部正直言つて調べ切っておりませんが、例えば健全性のグローバルスタンダードの本家であるアメリカなんかはどうなつていのかということ、調べてきましたけれども、かなり違うんですね、日本と。私なんかよりも五味さんの方がもちろんお詳しいと思つて、ちよつとむしろ聞きたいんですけども、日本は信用組合まで金融庁の監督下にわざわざ移して、一本ですよ。金融一本ですけれども、アメリカの金融機関の監督体制というのはどういうふうになつていますか。

○政府参考人(五味廣文君) 米国におきましては、

州法銀行と国法銀行という大きな免許の根拠の違いがございます、国法銀行として設立をされたものにつきましてはOCC、これは財務省の下にある機関でございますが、このOCCが監督検査を行うということ、それから州法銀行につきましては、各州の銀行当局及びその銀行がフェデラル・リザーブ・システムに加入している場合にはFRBがこれをチェックをするということ、それから持ち株会社につきましては、これはFRBの方がチェックをすると、大まかに申しますとこういったようなことになつておりますが、さらに、中小金融機関につきましては独自の監督機関というもの、それが連邦に置かれているというふうに聞いております。

○大門実紀史君 ありがとうございます。

それぞれマニュアルも別個に作つていふか、思ふんですけれども、そういうことでよろしいですか。

○政府参考人(五味廣文君) 監督に必要なマニュアルといふものは各機関が持つておるというふうな聞いております。私、実際に見たことがあるものは、申し訳ございません、FRBのもの、それからOCCのものでございます。あと、それぞれマニュアルは持つておりますが、その基幹となります債権分類でございますが、その基幹となりますとか、こうした基幹となります基準部分につきましては、連邦の金融機関検査評議会と訳しておりますが、フェデラル・フィナンシャル・インスティテューション・ザ・エグザミネーション・カウンシル、ここで合意をいたしました共通基準がそれぞれ使われているというふうに聞いております。

○大門実紀史君 私はOCCの二つマニュアル手に入れました、ラージバンクとコミュニティバンク、ここにありますが、なぜ別々にそれぞれマニュアルを作つていふというふうに金融庁は理解されていふか。

○政府参考人(五味廣文君) 実は、なぜかといふところは、申し訳ございません、私、存じません。このFRBにおきましては、金融機関による違

いというのではありませんで、全体が一本のマニュアルというところで行われているということでありまして、OCCにつきましては、定義を定めてラージバンクとコミュニティバンクということでこれを分けておると、分けておられますけれども、この内容を見ますと、共通部分というのは当然共通でありまして、先ほど申しましたように、引き当てでございますとかあるいは債権分類でございますとか、こういったところは先ほどの共通基準が別途ハンドブックとして出ておりまして、このバンクスパービジョンの二種類のものがあるというの、実は共通編でバンクスパービジョンプロセスというのがあります、この共通編に基づいて定義を定めて、ラージバンクとコミュニティバンクを分けてチェックを入れるということ、内容をみますと、そうした基準面のお話ではなくて、監督を行っていく上で、大きな銀行、ここではたしかラージバンクというのは一億ドルだったと思いますが、十億ドルですか、十億ドルの資産ということで分けておったと思いますが、監督をするプロセスについて、このラージバンクについては、中身を見ますとプロセスがかなり詳細、濃密に記載をされている、基準の話はなくてプロセスの話であるということで、コミュニティバンクにつきましては、監督のフレキシビリティというものを生かすという観点から、非常にラージバンクに比べますと簡略化された記述で行われているということで、また、各リスクのチェックの内容を見ても、いわゆるミニマムスタンダードとしてチェック項目が要求されているものというのはラージバンクのものには数多く載っておりまして、これも私どものマニュアルもそれは載っておりまして、スモールバンクの方はその辺は簡略化をされていると。

こんなやり方ですので、恐らくその監督理由といひますのは、FRBの方がそうならないので、ちよつと私も混乱しているんですけども、監督の何かやはりプロセスというところから、非常にリスクエクスポージャーの大きい銀行をチェックする場合と、それはそれでもない場合というところで、基本的に違うという考えがあるのではないかと。

端的に言うと、ラージバンクの方は、あれです、コンソリデートベースで、コンソリデートベースで見ないというのが基本になっていて、コミュニティバンクの方はそうならないというところから、多分それはやはり銀行のリスクプロファイルが非常に複雑化してきている中で、リスク管理チェックというところで、プロセスを分けて書いた方が効率的なチェックができるという発想ではないのかと、こう思います。

○大門実紀史君　そうすると私の方が五味さんよりも詳しいか分かりませんが、調べてみますとこういうことなんです。もちろんOCCしか私、分かりませんが、私は正直申し上げて中身違うんじゃないかと思つたんですね。コミュニティバンクですから、地域銀行とラージバンクですね。中身違うと思つたら、ほとんど変わりません。おっしゃつたとおり、詳しく記載されている等との違いで。

そうすると、どういふことなのかというふうに考えますと、どうも日本の金融検査マニュアルと違ひまして、基本的な、哲学という言い方しては、基本的な考え方、それぞれの銀行に合ったように、そのクレジトリスク、信用リスクの取り方の考え方をそれぞれに合ったように書いていますけれども、基本は同じだというふうにも分りました。

何が日本と違うのかといひますと、日本の金融検査マニュアルですね、例えば三か月延滞すると要注意だとか、赤字が続くと要注意だとか要管理だとか、そういう詳しい、非常に、最終的に判断するそういう細かい中身まで書かれているのが日本の金融検査マニュアルで、アメリカの方はそれぞれの銀行に合ったマニュアルを作つて、銀行に合った考え方でやらないと。もちろん基本は同じですけども、リスク管理の区分も同じですけども、そういうふうに分かれています。

つまり、どう言いますかね、アメリカのマニュアルというのは、これはアメリカの銀行の歴史も読みましたけれども、相当みんな裁量性、裁量に任せてやつてきたと。いろいろあつて、早期は正措置を入れるときに余り裁量を認め過ぎて、一遍、預金保険公社法ですかね、それで裁量性を認めない動きをやつたけれども、また反発があつてまた認めるというふうな歴史があるわけですから、いづれにせよ、かなりそれぞれの裁量性を認めている、基本的な考え方としてですね。そういうものになつていまして、ところが日本の方は、実態判断とか書いてありますけれども、基準の中に、マニュアルの中に、もうこれは要管理とかこれは要注意というのがびしつともうはまりこんでいると。この違いが非常に大きいということが分かりました。

つまり、アメリカの方は、これをマニュアル、プラス、調べてみますと検査計画というのを別で作つていようです。原文まだ手に入つておりませんけれども、つまり、それぞれの銀行に応じて、検査計画の中で、更に債務者区分のところはそれぞれ違うやり方で行つていふこと、このようにです。ところが、日本の場合はもう非常に全国これ一つで、大銀行から信用組合、信用金庫まで、ちよつと赤字なら何々、延滞したら何々と、非常に細かく個々で決められていると。だから無理が生じているんじゃないかというふうに思います。

つまり、アメリカの方は、現場のところはブラ検査計画のところはかなり柔軟なといひますか、実態に依じたことがきつとやれるようになっていふに思ひますが、その辺、もしどなたか調べておられたらお願いします。

○政府参考人(五味廣文君)　その検査計画というのを私は実は見たことがないんですが、聞いて話ですけれども、引き当て率が、例えば先ほどのスタンダードでいひますと、サブスタンダードの区分に入つていふもので一五%というようになことが書いてありますが、これはアッパーリミットでなければローワーリミットでもないといひます。

うことも併せて書いてあるわけでございますね。その実態を見て判断をするものであるということ。

聞いた話ですが、その際にこの一五%というものを機械的に適用しないために、その時々経済情勢ですとか、あるいはその銀行が持つていふ貸付けのポートフォリオですね、どんな業態に貸しているのかとか、どんなプロジェクトに貸しているのか、そのプロジェクトの属しているセクターの将来性はどうかとか、あるいは、経済の状況が落ちていふときにそのセクターにどういふ影響が出るかとか、こういったようなことを、たしかその都度、いろいろ検査に出る際に議論をして、一五%が機械的適用にならないようにしつと、あとは、いろんな議論を踏まえてその検査官が判定をしていくといふようなことを聞いたことがございます。

私どもですと、検査に出る前にその検査の実施のための指針というものをそれぞれ話し合ひをしまして、このマニュアルに書いてあるとおりでは当然いけないわけですが、ある方向性を持つて、どこを重点にどういふ考え方でチェックをしたらいいかといふことをやつてまいりますので、あるいは何かそれに似たものがあるのかどうか、ちよつと公表されたものとして私は、というか、公表されていふものであつてもちよつと見たことがありません。

あとは、マニュアルで、先ほどおつしやいました赤字の先、あるいは要管理先といひますが、延滞が三か月というようなお話ですね、こうした延滞先についての考え方と申しますのは、公認会計士協会が作つております会計の方の原則、こちらの実務指針ではつきりと定義がされたものでございまして、こうしたものを受けて、日本のマニュアルはこれを採用をしチェックを入れているといふことでありまして、アメリカはアメリカのやり方があるんでございまして、私ども、公認会計士協会の実務指針というものをベースにして引き当ての準備作業というのを行うといひます。

うのは、これは合理的なことであるし、分かります。いいことであると思っております。

○大門実紀史君 要するに、日本は、アメリカで言うマニユアルプラスルーチンワークといいますが、作業マニユアルもこれ一冊で兼ねていまして、アメリカは、マニユアル、プラスそれぞれに金融機関に応じた検査計画があると。その中に恐らくいろいろ、こういう場合は要注意、こういう場合は、向こうは言い方は違いますが、要管理とか、向こうは三区に分けることが決められているけれども、それに分けることが決められているというふうに全体像、体系を理解するわけです。

その点でいきますと、このマニユアルについて冒頭申し上げましたとおりいろんな批判が起きているというのは、つまりそこではないかと思うんです。そこで、すべてこの一冊の中に作業マニユアル的なもの、さっき言った三か月、いろいろ基準があるんだとおっしゃいましたけれども、それそのものがやっぱり都市銀行の場合と地域金融機関の場合と違うわけですから、それが公認会計士か何かで良ければいいというわけじゃなくて、実態に合わせてやるべきだと思うんですね。そこがこのマニユアルの一番の欠陥だと。

ですから、これをそのままにして一体幾ら実態判断といつても、私はやっぱり無理があると。つまり、こういうものを出すんなら、基本的な考え方、リスクの取り方の基本的な考え方にやっぱりアメリカのように押さえ、そこに押さえて、それだけ示して、あとはやっぱり金融機関ごとの別途の債務者区分の、もちろん引き当率は同じでいいと思いますけれども、その区分に分ける前の分け方のところで、別のマニユアル、作業マニユアル的なものを作らないと解決しないというふうに思います。今、その検査計画については資料を取り寄せ中ですので、またはつきりましたら御質問をしていきたいというふうに思います。

税制の方にいらしていただきます。柳澤大臣、結構です。どうもありがとうございます。

○委員長(山下八洲夫君) 金融庁、中小企業庁、離席結構でございます。

○大門実紀史君 時間が少なくなりましたけれども、幾つか税制に関して質問をしたいと思っております。一昨日、この財政金融委員会が自民党の清水委員が、選挙のないうちに消費税上げたらどうだという、大変率直な言い方ですが、是非テレビで放映してほしかったなと思っておりますけれども、そういう御意見ありましたけれども、これは自民党あるいは与党の考えでしょうか。

○国務大臣(塩川正二郎君) これは清水さん自身の個人の意見だと思います。

○大門実紀史君 分かりました。ちょっと絞って、時間の関係で一つだけ御質問したいと思っております。

今、課税最低限の引下げ問題がございすけれども、引き下げるという話がよく出るわけですが、このときによく使われるのが、政府の方で宣伝されるのが、四分の一が、就業者の四分の一が税金を納めないという話をよくされるわけですが、この根拠を簡潔に、時間がありませんで説明していただけますか。

○政府参考人(大武健一郎君) お答えをさせていただきます。

現在、統計を取ってまいりますと、十二年分です。全日本人のいわゆる十五歳以上の人口が一億八千三百六十六万人、そのうち、いわゆる労働人口として六千七百六十六万人、うち、平成十二年でございすますが、失業者除いた就業者数、六千四百四十六万人。それに対して、他方、給与所得者並びにいわゆる納税者数全体を取ってまいりますと四千七百七十三万人ということになりますので、それを差引きいたしますと、非納税者が千六百七十三万人、すなわち、就業者のうちの約四分の一が非納税者になっているのではないかと、こういうことでございす。

○大門実紀史君 私、調べてみましたら、大変それトリッキーな数字だと思っております。大体その就業者は、調査期間の間に、毎月末の一週間ですけれども、

れども、一時間以上勤務した者という定義なんですよ。まあ、家族従事者の場合は、無給であっても家族従業者の場合は入ってしまおう。そういう計算で四分の一しか納税していないというようなのは、大変何かためにする議論ではないかと。

こちらで、私の方で計算してみますと、もう少し正確な数字として、民間サラリーマン、常用の雇用者、四千五百六十六万人になりますけれども、それに占める納税者数が三千八百七十八万人ですから、九五・六％。この場合、税金を納めていないという人は四・四％です。これに公務員も含めて雇用者全体五千三百三十一万人で見ても、税金を納めていないと言われる人は一六％ぐらいにしかならないですけれども、私が申し上げた方が正確な数字ではございませんか。

○政府参考人(大武健一郎君) 取り方がいろいろあるのかと存じますが、現在の就労形態というのは、今、常雇用と申されましたが、短期雇用も多数増えておりますし、あるいはまた、雇用という形態を取らないようないろいろな種々の就労形態があるかと思っております。

そういう意味では、母数に何を取るかという問題でございすますが、やはり労働力人口から取っていくというのが母数の取り方の一つではないのかというふうに思っています。我々はその統計を取っているというところでございす。ましてや、今の給与所得者だけで限っておられますけれども、もちろん自営業者等も別におられます。どうも、存じます。

○大門実紀史君 そうでしょうか。私が言った方が現実に近いんじゃないですか、働いて税金を納めるというところでございす。皆さんが取られている数字だと、本当に税金、どれぐらい働いた人がこの対象になっているのか、そういうところが非常に不明確だし、非常に数字を大きくするためにはその方がいいかも分かりませんけれども、実態に合っていないんじゃないかというふうに思っています。もう一度再考してもらいたいというふうに思います。

最後に、塩川大臣にお伺いいたしますけれども、今、税調と経済財政諮問会議で税制の抜本改革の議論が進められているということですが、これは減税先行ということになっていきますけれども、二〇〇二年、二〇〇三年は減税先行ということでお話されているようですが、二〇〇四年から二〇〇六年に掛けてということになりますと、この後半の方はどういうふうな抜本改革を目指すということになるのでしょうか。

○国務大臣(塩川正二郎君) まだ減税先行ということとは決めたものではございませんで、ある一部の方はそう言っている人もありますが、それはやっぱり減税が経済刺激に大きい作用をもたらすということを優先的に考えておるんだと思っております。

先ほど午前中の櫻井さんの御質問でございしたでしようか、あのときにも私は答えましたように、これからの減税はこういうことで減税いたしますけれども、そのバランスシート上から考えると、後年度においてこういう増税をさせてもらって、それでバランスを取るようにはいたしたいというように明確に意思表示をして、それを法律案にして私は提出する方が国民の方も安心感を持ってくれるのではないかと。余り減税減税続きましたら、国民、気持ち悪う思いますから。ですから、そういうことをきちっとしておく方が私はいいと。

そういう意味において、減税先行という考え方は、一部では取り方によたらそういう取る人もあるかも分かりませんが、私はあくまでもバランスを取った上で減税の仕方を考えていくということとを申したいと、こういうことでございす。

○大門実紀史君 ただ、もう時間があれですけれども、それじゃ一問だけお伺いします。結局、二〇〇六年までの五年間の道筋で、例えば中期展望なども考えておられるわけですが、減税先行でないとするとちょっとあれなんです、その景気刺激も含めて減税先行ということになりますと、プライマリーバランスを改善する

ということと併せると、どうしても二〇〇四年からはかなりの増税をやらないと帳じりが合わないんじゃないかというふうな推測されるわけですが、その辺はいかがでしょうか。

○国務大臣(塩川正一郎君) 増税ということじゃなくて、私はバランスシート上からいってプライマリーバランスは取れると思っておりますが、しかし二〇一〇年というのは、いずれにしても、現在のような状況で進行しますと非常にしんどいということは事実でございます。二〇一〇年にどうしてもプライマリーバランスを取ることがになりましたら、かなりな増税は必要であろうと思っております。

しかし、そういうことが日本の経済にとっていいのかどうかということも考えなきゃなりませんので、私たち、一応目標は二〇一〇年、そうでないと財政の秩序が立ちませんので、そこに置いて努力をするということは当然でございますが、そのためにむしろ角を矯めて牛を殺してしまうというようなことになってはいけませんので、そのプライマリーバランスを取るについては十分な慎重な姿勢で臨んでいきたいと思っております。

ですから、増税によってそのプライマリーバランスを取るといような考え方は持っております。それよりも、むしろまだまだ歳出面において見直すべき点がたくさんございます。私は、平成十五年度予算においても更に一層の財政、一般会計の財政支出のいわゆる適正な評価、行政評価をして、それへの切り込みをすべきものは切り込んでいくし、伸ばすものは伸ばしていくという、この節を厳しくやっていきたいと思っております。そういう面から財政上の負担を余り国民に掛けないようにしたいと思っております。

○平野達男君 国改連絡会の平野です。今日は、先に、前のNTT売却益の利用に関する法律の改正のときの議論を、ちょっとしり切れトンボに終わりましたので、財務大臣との間でちょっと整理を付けたというふうに思います。あのときは、二次補正の意味合いということで

お尋ねをしたというふうに思っています。

今の経済状況はデフレという状況にありまして、このデフレの見方をどのように見るかというのはいろんな見方がありますけれども、あのときは私が申し上げたのは、やっぱり需要と供給の間に物すごいギャップがある、供給が需要を非常に上回っている、デフレギャップという言葉がございましたけれども、そのデフレギャップがあるんだというようにものを申し上げました。しかも、そして、二次補正のときには、デフレスパイラルの入口にある、デフレから一步進んで先のデフレスパイラルの入口にあるんだということで、その阻止のための二次補正だという、そんな趣旨ではなかったかと思えます。

その二次補正につきましては、今までは構造改革ということで中心に進んできたんですが、構造改革、構造改革で進んできた一方で、やっぱりデフレギャップがあつて需要がどんどん落ちてきている。その需要の落ち込みを一時的に防ぐために追加財政、あの場合は公共事業中心だったわけですが、それでも、それを発動したんですねということを確認したかったわけですが、それは、もう一度この場で御確認しますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○国務大臣(塩川正一郎君) あの節に、私は、デフレスパイラルにはなっていないと、しかし、このままほっておくとデフレは更に進行していくので、その進行を止める意味において抑制的な措置を講じたい、そのためには公共事業でない、いや、従来の公共事業でない公共事業を重点に第二次補正予算を組んだんだと、こういう具合に言いました、そのことが需要創出に非常に大きい役割をしてくれるであろうと。それはGDPに対してどの程度ですかということであつたんで、私はたしかあのときは一・二％ぐらいのこの効果はあると思うと、そういうふうにお話ししたと思っておりますが、その考え方は変わりございません。○平野達男君 竹中大臣も、本予算の審議のときにも、さきの二次補正で一時的に需要の創出のた

めの予算を編成しましたよというようなことを発言されておりましたので、その点、塩川大臣と認識はやっぱり同じだというふうに思っています。

あのときに申し上げたかったのは、じゃ、デフレスパイラルというのは、デフレのスパイラルという状況じゃないんだけれども、やっぱりデフレスパイラルの入口という状況ですから、これはやっぱりそれを、入口に立っているという認識でしたから、これはやっぱり深刻に考えなくちゃならないだろうと。

そこで、需要の、ある程度の需要の落ち込みに歯止めを掛けるときに、なぜNTT株の売却の二・五兆円をばんと充てて、そして財源の規模を検討することなくNTTの売却益の二・五兆円を補正予算にしてしまったんでしょうかと。それは、本当にデフレスパイラルの入口に立っているということに対する危機意識というのが本当にどこまであるのかということを確認したかったですし、それから、需要の落ち込みということを本当に防ぐということであれば、やっぱりしかるべきマクロ的な考え方があつて二次補正予算の規模というのは決めてしかるべきではないのかということをお願いしたかったというのがあるの、この議論の方向でありました、途中でしり切れトンボになりましたけれども。

としますと、そのときの議論はここで取りあえず終結させていただきますけれども、今、一時的に株価も持ち直していますし、ある程度明るい先行きの材料というのはやっぱり見えてきているというふうにも言われています。ただ、その一方で、先般新聞情報にもありましたけれども、地価の下落が全然止まっていない。資産デフレはどんどんどんどん継続している。それから今、金融庁が銀行の特別検査をやっていますし、その結果がどうなるかわかりませんが、新聞情報によると、もともと引当金を積みまくちやならないという状況もあるみたいですが、こういった状況次第ではデフレが一層加速する方向も、可能性もこれは否定できないだろうと思うんです。

そうしますと、今の、さきの二次補正の考え方からいいますと、本予算成立しましたけれども、これからの景気状況を見ると、あの考え方を踏襲すると、経済状況次第ではいつまでも追加財政の可能性はあるというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○国務大臣(塩川正一郎君) まだ、昨日十四年度予算、成立させていただいたところでもございまして、まだ新年度に入っておりませんので、とかくまだこれを申す段階じゃないと思っておりますけれども。

私は、十四年度全体を見まして、経済はかなり早い時期から活性化していくんではないかと思っております。それは楽観的だとおっしゃるかも分かりませんが、しかし、ずっと過去の統計を見ましたら、相当にもうリストラは、これ以上進めてもかえって企業の活動を阻害するほどリストラはやってまいりました。そうすると、これから何に企業が活動を向けていくかということは、私は設備投資だと思っております。

設備投資が過去二年間にわたりましたずっと連続して落ち込んでまいりましたし、特に昨年の秋以降、設備投資の落ち込みが激しい。これで私は今年からはやりたい。

そこで、企業自体がその新しい設備投資を受けるための社内体制を整えなければならぬ。それは一つは人事面であつたろうと思うし、それからその企業が業種転換をしていくその分野の模索というものも必要であつたろうと思いますが、そういう関係のものが、企業の再生ですね、これはかなり進んできたように思っております。

したがって、それが今年の六月、夏ごろから以降積極的に展開されていくんではないか、そう思っておりますので、したがって、そういう見通しをひとつ持つておる中で二次補正どうのこのうのことは、私はまだ考える必要もないし、そこが結論でございますね。必要でないし、それよりもむしろ、第一次、第二次補正予算やりました十三年度、この補正予算をやりましたその資金が

有効に支出されておるかということ、これを見極めていくことが一つと、それと連動して十四年度予算の配分と執行を早期に実施していくように、むしろこちらから予算の執行をけつたいていくということの方が大事だと思っております。

○平野達男君 確かに今、企業は過剰債務ということで、業務純益を上げたとしてももう借金に金を回さなくちゃならないということで、設備投資が落ちているということはそれとおりだと思えます。あと、一方でそのデータを、いろんなデータを見ますと、かなりの会社で過剰債務というのはどんどん減ってきているということで、これから設備投資に向かうかもしれないという確かに可能性あります。

ただ、今私がお聞きしたいのは、そういった現状分析は確かに塩川大臣のおっしゃるとおりかもしれませんが、考え方の問題として、二次補正の中で今まで構造改革一本としてサブプライムローンの、事実、構造改革、構造改革で一本やってきて、押してきて、需要が落ち込みましたからということで財政発動したわけですが、二次補正です。これからの状況の中で万が一、考え方の整理として、今二次補正をやるかやらないかというようなことをお聞きしているんじゃないんです。今の、これからの財政運営の方向として、需要が落ち込んだ場合にはやっぱり財政発動あり得るということで、二次補正、私、先ほどのお話を整理すると、一歩踏み出しているわけですから、これから十四年度予算を執行する段階で経済状況がだんだんだんだん悪くなっていけば、これは、そのある時点の中でこれは必要だというふうに判断すれば、追加財政十分あり得るんですかという考え方を聞きしているんです。今の段階で二次補正やりますかやらないかという問題じゃなくて、ポリシーです。

○国務大臣(塩川正十郎君) むしろ、そういうことをお尋ねになるならば、予想されない仮想のものに対してはお答えできませんと言わざるを得ない

いんですが、私はそうではなしに、まだ財政の、補正予算を考える前に、財政の執行の面でまだやっつけていると思っております。

○平野達男君 予想されないというよりも、私は、今回の二次補正の中で本当に大きな変更があったというの、構造改革ということが、要するに供給サイドの方のいろんな構造改革を進めることによって景気回復をしますよということで一本押してきた。他方、小泉総理も言っているんですけれども、構造改革の効果が出るには時間が掛かると言っているわけですね。予算委員会でも効果が出ないんじゃないんですかと言われたのを、まだ一年ですと、あのサッチャーだって何年掛かったんじゃないですかということ言っているわけですね。

その中で、今の塩川財務大臣の中では、一応景気は明るい材料が見えてきたという分析はされているわけですが、他方で、これからの財政運営のときに、本当に万が一、デフレギャップがまだまだ拡大する方向に走って、それでそのときに別な対策、新たな対策、追加対策を打ち出さなくちゃならないという状況に陥ったときには、二次補正の例を踏まえれば、やっぱり追加財政需要というのがあるんですかということをお聞きしているんですが、答えはやっぱり同じでしょうか。

○国務大臣(塩川正十郎君) よくマスコミなんかで上と下抜いて真ん中だけ取りますからね。ですから、ここで下手に答えますと、あ、第二次補正を認めたとなってしまうので、ですからあくまでも……(発言する者あり)そういうことでしよう。ですから、これはまだ不明のことはお答えできぬということ言わざるを得ないということなんです。

○平野達男君 じゃ、もう一つそこで言うとして、いずれ二次補正の中で私は、今日竹中大臣いまして、いまだあれなんです、もう骨太の方針も何と云いますか、骨粗鬆症にかかったんじゃないかという感じが、最近ではぼろぼろになってくるんじゃないかという感じがするんですが、あ

の中に言っていないかった、需要サイドの刺激策というの、一つも言っていないんですね。あれを二次補正の中で二兆五千億というのを追加発動しまして、私は方針の中に大きな転換があったというふうに思っています。

だから、今回、構造改革と併せて必要があれば追加財政需要はやるよということについては一歩踏み出しましたし、そういった考え方でやってきましたし、私は、二次補正自体は、考え方自体は実は個人的には余り反対ではなかったんですけれども、そういった方針なら方針だということをやっぱりしつかり言ってもいいんじゃないかなということ根拠に持っていますからこういう議論をしているということでもあります。

そこで、次の質問に移りますけれども、恐らくもう三十兆円枠どうのこうのということは、平成十四年度予算はほとんど成立したものでしょうと議論になることないと思うんですが、もう一度この三十兆円枠の堅持ということについての財務大臣の考え方をちょっとお尋ねしておきたいと思えます。

政治的決断というふうに言っておりましたけれども、私なりに、この三十兆円の国債発行枠をたがをはめたということについては、三つか四つくらいあるのかなというふうに思いました。

一つは、国の借金を増やさないんだと、余計な借金は作らないんだということで、要するに三十兆円枠をはめることによって国の借金を増やさないと言ってきたんですけれども、これは残念ながら、先ほどのNTT株の売却益を使ったり、今日の、今回の公債特例法の改正に見るよう、実際上はもう国の借金は作っているということ、これは事実上意味がなかったんじゃないかなというふうに感じています。

それから、それに掛けておいて歳出にある程度のたがをはめますから、歳出の規模を見直すというふうなことも財務大臣はおっしゃっていましたけれども、これは歳出の規模を、どういう予算を組むか、最適な予算を組むというのは毎年度毎年

度毎年度の予算の中でやっていまして、三十兆円枠を設定しようが何しようがこれはもう関係ない話で、常に、平成十一年度予算であろうが十二年度予算であろうが、いい予算を組むということ、これはやってきたはずだと思います。ですから、これはもう三十兆円枠とは余り関係ない。

それから、三番目の財政発動の規模を抑えるということに行くわけですが、このやり方としてもう一つあるのは、やっぱりシーリングというものがありませんか。このシーリングということ、今まではどちらかというと規模を抑えるときに歳入の視点を当てるんじゃないかと歳入の方に視点を当ててきたんですが、ここで新たに歳入の視点を当てて財政の規律を保つのは多少意味があるのかなという感じがしないでもなかったです。

それから、あと四番目の問題として、国債市場の影響というのがあるかもしれません。今、国債の発行残高が三百八十五兆円ですけれども、これ以上の国債の発行をやたら国債の暴落を招くというようなことをおっしゃる方もおられるんですが、それもありません。

ちょっと今四つのことを言いましたけれども、政治的決断という意味合いを財務大臣はもうちょっと解剖してちょっと説明していただきたいと思うんですが。

○国務大臣(塩川正十郎君) 今、平野教授の財政分析論を拝聴いたしました。なかなかうまく分析しておられるなと思えます。

私は、その三十兆円が、十三年度、十四年度続けてまいりまして、十五年度もこのマインドは続けていきたいと思っておりますし、また続けていくべきだと思っております。そして、そのことからくるところの財政上のしわ寄せといましようか、在り方ということについては、これはいかような方法も取れると思っておりますが、そこは流動的に処理できる問題だと思っております。それこそ財政責任者の言わば知恵と腕の出どころだ、こう思っております。

に違いないと、また大きくしなければならぬのでありまして、GDPそのものを大きくしていくというところ、そういうことに伴いますところの財政の仕組みというものはまた別な考え方が出てくるだろうと思っております。それはやっぱり今年の、十四年度の夏以降の経済の実勢の展開によって合わせていくべきだと思っております。現在としては、十五年度におきましても三十兆円の枠組みを堅持しながら、財政を機動的に、そして有機的に編成していきたいと、こう思っております。

○平野達男君 どうも教授の指名いただきまして、ありがとうございます。

この三十兆円枠について、発行枠の堅持についてあまた言われていたのは、私はこれについては反対の立場から言ってきたつもりなんです。が、やっぱり先ほどの、構造改革を進めているときには、構造改革というのはデフレ圧力でありまして、デフレ圧力で作用するときに、需要がどんどん落ち込んだときに何でやるんだろかと、これはもう即効性のあるものでやらなくちゃならないだろうと、そうするとやっぱり機動的に財政発動してしかるべきじゃないかと、そういった考え方があつたのかかわらず何で三十兆円枠をはめるんですかと、これは自ら自分の首を絞めるような話じゃないですかという考え方を根拠に持っていたものですか、これはおかしいじゃないですかというスタンスで言ってきたつもりであります。

○平野達男君 そういふふうになるべきではないでしょうか。

今、御説明で政治決断の意味というのは分かったような分かったような感じだったんですが、いざいざ、これを貫き通して、平成十四年度予算間もなく成立して、この法案が成立しますと執行されるわけですから、塩川大臣の意地を通したということになるかと思ひます。

○平野達男君 今、御答弁を聞いた限りではちょっととんと落ちなかつたんですが、後でよく議事録をよつと読ませていただきますけれども、いざいざ、そういう一時的、一時的に暴落するような経過が過去にあった。それからあとも一つは、先ほどの小説の話を出したけれども、世の中ではどうも暴落、暴落ということであつた人、と、それを。それからあと、外国に何だか、ムーディーイズだか何だか知りませんが、格付会社がいて格付をどんどん落としていく。そういう中では、いわゆる風評といふもの、そういうものが非常にやつぱり恐ろしい作用をもたらすということも当然考えなくちゃならないと思ひます。

○平野達男君 どうも教授の指名いただきまして、ありがとうございます。

この三十兆円枠について、発行枠の堅持についてあまた言われていたのは、私はこれについては反対の立場から言ってきたつもりなんです。が、やっぱり先ほどの、構造改革を進めているときには、構造改革というのはデフレ圧力でありまして、デフレ圧力で作用するときに、需要がどんどん落ち込んだときに何でやるんだろかと、これはもう即効性のあるものでやらなくちゃならないだろうと、そうするとやっぱり機動的に財政発動してしかるべきじゃないかと、そういった考え方があつたのかかわらず何で三十兆円枠をはめるんですかと、これは自ら自分の首を絞めるような話じゃないですかという考え方を根拠に持っていたものですか、これはおかしいじゃないですかというスタンスで言ってきたつもりであります。

○平野達男君 そういふふうになるべきではないでしょうか。

今、御説明で政治決断の意味というのは分かったような分かったような感じだったんですが、いざいざ、これを貫き通して、平成十四年度予算間もなく成立して、この法案が成立しますと執行されるわけですから、塩川大臣の意地を通したということになるかと思ひます。

○平野達男君 そういふふうになるべきではないでしょうか。

今、御説明で政治決断の意味というのは分かったような分かったような感じだったんですが、いざいざ、これを貫き通して、平成十四年度予算間もなく成立して、この法案が成立しますと執行されるわけですから、塩川大臣の意地を通したということになるかと思ひます。

○平野達男君 そういふふうになるべきではないでしょうか。

今、御説明で政治決断の意味というのは分かったような分かったような感じだったんですが、いざいざ、これを貫き通して、平成十四年度予算間もなく成立して、この法案が成立しますと執行されるわけですから、塩川大臣の意地を通したということになるかと思ひます。

○平野達男君 そういふふうになるべきではないでしょうか。

今、御説明で政治決断の意味というのは分かったような分かったような感じだったんですが、いざいざ、これを貫き通して、平成十四年度予算間もなく成立して、この法案が成立しますと執行されるわけですから、塩川大臣の意地を通したということになるかと思ひます。

○平野達男君 そういふふうになるべきではないでしょうか。

今、御説明で政治決断の意味というのは分かったような分かったような感じだったんですが、いざいざ、これを貫き通して、平成十四年度予算間もなく成立して、この法案が成立しますと執行されるわけですから、塩川大臣の意地を通したということになるかと思ひます。

○平野達男君 そういふふうになるべきではないでしょうか。

今、御説明で政治決断の意味というのは分かったような分かったような感じだったんですが、いざいざ、これを貫き通して、平成十四年度予算間もなく成立して、この法案が成立しますと執行されるわけですから、塩川大臣の意地を通したということになるかと思ひます。

○平野達男君 そういふふうになるべきではないでしょうか。

今、御説明で政治決断の意味というのは分かったような分かったような感じだったんですが、いざいざ、これを貫き通して、平成十四年度予算間もなく成立して、この法案が成立しますと執行されるわけですから、塩川大臣の意地を通したということになるかと思ひます。

それから三点目に、買入れ消却の実施により今後の国債発行額の平準化を図るなど、適正な債務管理を図ること、こうしたことに努めてまいりたいと存じております。

○平野達男君　そういう形で本当に、国債を持つている人に対する、そのマインドに訴えるかどうかというのはいささかと非常に疑問ですね。

ちなみに、私もよく分からないというか、物の本によりますと、今の状況というのはアメリカの大恐慌時代に例えている論評する人がいますけれども、あの時代、アメリカというのは対GDP一六〇％ぐらいの国債残高を抱えておった、だけれども国債の暴落は起きなかったというようなことが言われています。

あのときに何があつたのかというのは、私はよく分かりませんが、時価会計を一時的にやめるとか何かいろんな措置を取ったようだけれども、そういったことを踏まえてのこれを、こんなことをあります、やりますということは、とても今政府の立場としては言えないと思うんですが、当然頭のトレーニングはふだんからやつぱり、やっているといますけれども、やっておく必要があるんじゃないかなということでもあります。

時間がなくなってきましたので最後の質問に答えるかと思いますが、先ほど減税の話が出ました。先ほど財務大臣のお話では、減税をするに当たっては、何年後かには必ず、税収中立といいますが、バランスを取るために増税を念頭に置くよというようなことも必要じゃないかという話がありましたが、一方で、小泉さんあるいは小泉内閣が言っているのは、官から民だと言っておりますね。

それで、減税のもう一つの話というのは、効果というのは、資金を民間に置いて、資金を民間に活用していただきたいという意味もあると思います。官から民へという流れからいいますと、これはもう恒久減税をやる、その代わり国の歳出は大幅にカットしますと。借金は当然、国債等は返さなきゃいかぬですけれども。

そういった、いわゆるこれからは景気の回復は民需主導と言っているわけですから、その流れからいいますと、実は減税こそが本当の大きな流れであって、しかも、二、三年後にはまた増税しますよと言っているような状況にはならないんじゃないかと思うんですが、そこは塩川財務大臣、どのようにお考えになりますか。

○国務大臣(塩川正太郎君)　それは先ほど申しましたように、二〇一〇年、プライマリーバランスが黒字に転換するまでの間はそうせざるを得ないというのを私は言っておるものであって、永久に減税を止めてバランスでやるということとは、これは余り能がなさ過ぎると思うんです。そうじゃございせん。

経済のスケールが変わるに伴って、財政の在り方、スケールも変わってくることは当然でございしますが、取りあえずプライマリーバランスが平衡化していく、いわゆる黒字に転換していくということは、やはり日本の長い将来の発展を考えた場合、基礎的な条件だと思いますので、それをするまでの間はやっぱり減税、増税のバランスを取っていかざるを得ないではないかと。このバランスを崩してしまつて財政の健全化は図れないと思いますし、ですから、減税先行といっても、減税先行するように見えるけれども、その分はいずれはつじつまを増税で合わせてもらわなきゃ駄目なんだよ、そういう意味においての減税先行でなければならぬと、私は。

だから、減税先行はあえて私は否定していませんよ。していませんけれども、それによって財政のバランスが崩れてしまうようなことをしてしまつてはいかぬ。それじゃそのバランスは、いつまで増税と減税のバランスを取っていくのかということとは、さっき言っています二〇一〇年のプライマリーバランスのめどが立つところまでやらざるを得ない、こういうことなんです。

○平野達男君　私が申し上げたかったことは、プライマリーバランスを取るためのもう一つの手段としては歳出をカットすればいいわけですから、

考え方とすれば。だから、減税をして税収を上げるといふのは、国の歳出はそんなに変わらないという前提に立つておられますよね。そうじゃなくて、官から民へという前提に立てば、資金はほとんどどんな民間に残すんだということであれば、減税先行というよりは、減税をすることによってこれからは国の歳出を減らしますよという道もあるんじゃないですかということ言いたかったんですが、こころはまた、時間になりましたので、また機会を改めまして議論をさせていただきたいと思ひます。

○大淵絹子君　高度の税制論が聞かれておりまして、ちよつともつたないない、もう少し聞きたいなという思いでございすけれども、代わらせていただきます。

毎年、予算が通過をいたしますと、この租税特別措置法の改正がもうずっと長い間続けられておりますけれども、租税、税はできるだけ分かりやすくということ、この特別措置というのはできるだけ分かりやすい方が簡素で分かりやすいと私は常々思っております。そして、附帯決議の中にも、整理合理化を行いたいというような趣旨も踏まえながら、今回のこの十四年度の税制改正において、税収の増減というのはどんなことになるのかというのを答えていただきたいと思います。

○政府参考人(大武健一郎君)　ただいま御質問にございました十四年度税制改正全体による増減収というトータルで申しますと、平年度ベースで三百七十億円の減税でございす。

内訳を申しますと、あと、連結納税による増減収につきましてはトータルで申し上げますと、全体では増減収、これに企業関係租税の改正の増減収を合わせますと、その分も勘案いたしまして、トータルでそれらの分が百九十億円の減税ということになっていふかと存じます。

○大淵絹子君　そのほか、中小企業の投資促進税制の延長による減収額なども多くあるのではございませんか。

○政府参考人(大武健一郎君)　中小企業投資促進税制につきましては、これ延長なものですから、いわゆる増減収ということでは、当方が公表させていただいている資料では外書きに書かしていただいておりますが、平年度ベースで千五百七十億円の減税を行っているところでございす。

○大淵絹子君　その整理合理化を行っているかどうかという点についてはいかがでございすか。

○政府参考人(大武健一郎君)　お答えさせていただきます。

いわゆる企業関係租税特別措置の改正ということにおきましては、平年度ベースで百九十億円の増収を図らしていただいております。それ以外に、これは連結納税の財源として入れさせていただいておりますけれども、いわゆる退職給付引当金制度の廃止ですとか、その他、受取配当の益金不算入等によりまして四千億円の増収、増収も図らせていただいております。

○大淵絹子君　今までもずっとこの税制の流れの中で増収比率というのが、かつて高度成長期時代には八〇％台を超えているという状況があつたわけですが、最近では五〇％に低下をしております。この増収比率の推移について具体的な数値を表して述べていただきたいと思います。

○政府参考人(大武健一郎君)　いわゆる租税収入全体でございすように、比率と申しますのは。

○大淵絹子君　そうです。

○政府参考人(大武健一郎君)　はい。今現在で申し上げますと、今現在におきます所得税、法人税、消費税の全体で申し上げますと、これがトータルでは一般会計税収四十六兆八千でございす。現在は三十六兆八千億がこの三税収入でもたらされていふところでございす。

年度予算ベースではその数字になっているところ
でございす。

○大淵綱子君 それに伴って国債の依存度という
のが非常に高まってきているということは危惧す
るところでございす。

消費税の増税後の税制改革の点検と評価という
のをきちんとやっていく必要があるというふう
に思うのですけれども、この消費税導入後、所得
減税を段階的にやってきて、平成十一年度には十
兆円もの減税規模、大変大幅な減税が行われて
きておりました。今までのこの在り方についての
点検というのをきちんとしておかないと、先ほど
大臣が言いましたように、減税するときには増税
をセットに出さないと駄目なんだというふうなこ
とになっていくというふうに思うので、さっきの
大臣の答弁からすると、今までのやり方には少し
問題があるんじゃないかというふうに私は受け止
めたんですけれども、その評価についてどうい
うふうに考えておられるか、聞かせてください。

○国務大臣(塩川正一郎君) 今まではちよつと甘
かったなと思うております。これからはちよつと
きちんとした、何もきつくる必要はないんで、
財政の秩序も保つためにはきちんとした方法で減
税、増税を考えていくべきだと思っております。

○大淵綱子君 副大臣から答弁を求めているなかつ
た、これはいいですか——打合せのときはそう
でなかったように思いますが、済みません。

それでは、先ほど課税最低限が日本は高いん
だという論理があつて、それを下げていかなけれ
ばならないというふうなことを財務大臣も度々
おっしゃっていますけれども、課税最低限、日本
は本当に高いのかどうかというふうなことが新聞
にも出ておりました。日本総合研究所の研究に
よつて、国民所得を考慮した、国民所得を考慮し
た課税最低限を国際比較をしてみると、これは日
本はその水準はそんなに高くないのではないかと
いうことが新聞にも出ていますね。

これは、所得水準で見た場合は、日本は確かに
ドイツやフランスやイギリスあるいはアメリカを
超えて非常に高い。課税最低限の高い金額、金額
ベースで見ればそうなりますけれども、国民所得
を考慮した場合はフランスやドイツよりも低くな
ると。イギリスやアメリカよりは高いけれども、フ
ランスやドイツよりも低くなるんだという、こう
いう研究発表が出ていますけれども、これに對し
てどのようにお考えになるか、聞かしていただき
たいと思います。

○政府参考人(大武健一郎君) お答えさしてい
たきます。

多分、その研究所の比較は購買力平価の取り方
でやつた研究かと存じます。ただ、購買力平価自
体は実はかなり、どういう品目で取るかとか、い
わゆるウエイト付けの水準がまちまちだとかい
うことで、取り方によってかなり大きく左右する
ものと存じます。

ただ、いずれにしても、この課税最低限の問題
というのは、今御質問のございましたとおり、本
来は国民所得に占める所得課税のウエイトとい
うのがやはり一番これはレートに関係のない比較
なんでしょうと存じますが、日本の場合には、これ
が所得税の場合四・三％、アメリカが一・七、英
国が一・三、九、フランスでも一・二というよう
なことでございまして、いずれにしても、かなり
低い水準にあることはもう間違いがない、負担水
準が。

その中で、課税最低限自体は、やはり最初に幾
らがあるというよりは、やはり基本は、課税最低
限というのが各種のいろんな配偶者控除とか基礎
控除とか、そうした控除の積み重ねでございま
して、それぞれの控除についてやはり広く国民が負
担するという観点で、やはり社会経済状況の中
でその在り方を、どういう控除がいいか、そうい
うことも含めて見直して、その結果、課税最低限
をどうしていくかというふうな議論をしていくこ
とが必要なのではないだろうか、そう思っている
ところでございす。

○大淵綱子君 そもそも税金というのはやっぱり
応能負担が原則でございまして、高額所得者が税

率が高いから税負担、日本において税負担が非常
に高いパーセンテージを占めているというふうな
議論の中で、課税最低限をもう少し低くして、も
う少し広く薄く取つていかなければならないとい
う論理の展開というのは一面正しうに見えます
けれども、応能負担の原則からいけば、そこはも
と慎重に考えていかなければならないと思つて
いますけれども、小泉構造改革の中でも、課税最
低限の引下げと同時に高額所得者の税率を引き下
げていくという、この私たちが主張する応能負担
の原則とは懸け離れていく税制改革をしようとい
うことが本場に今はつきりと見えております。

私は非常に心配をしているわけでございす。

課税最低限のところで、所得税は支払わなくて
も、消費税の導入のときの議論にもあつたわけ
ですけれども、消費税も支払つておりますし、ある
いは年金とか、年金の中からでも一〇％の課税と
いうようなことは行われておるわけでございす
し、利子課税もしつかりと取られるというところ
でございまして、この所得税を払わなくても済む
方たちでも国の税金はきちんと負担をしていると
いうことを考慮していただければ、課税最低限の
引下げ論がそう性急に行われていいとは思わ
ないのですけれども、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(塩川正一郎君) それはおっしゃられ
るように、国民は何かの名目で税金を払つても
らつています。これはやはり国民であり市民である
以上は、それはそういうものは負担が掛かつて
きていると思つております。しかし、事、所得税に
関しまして見ました場合、やはり度重なる特別措
置とかあるいは控除額の引上げ等によりまして非
常にアンバランスになってきておることは、これ
は事実でございまして、その点は冷静に見てい
だいて、負担にならないような税制というもの
はないわけでございすので、多少の負担は見
ていただくと。

そして一方において、負担の増から来るところ
の犠牲の分は、他の行政面において、例えば福祉
社会保障対策であるとか、あるいは教育対策であ

るとか、そういう他の面においてこれをカバーし
ていつて平衡化していくことが必要だろう
と思つております。

○大淵綱子君 介護保険税もそれから健康保険税
も払つておるわけですね、国民が。だから、そ
ういうところも総合勘案をしながら、その課税最
低限の論議はしていかなきやならないんじゃない
かなというふうに思つておりますので、是非慎重に
お願いしたいと思います。

さて、東京都が導入を決めました外形標準課税
なんですけれども、東京地裁で、これは銀行税は
地方税法の七十二条十九項に違反をしているとい
う判決が出されましたけれども、率直にこの判決
に對して大臣はどのようにお考えになりますか。

○国務大臣(塩川正一郎君) 私は、この外形標準
課税が出ましたとき、ちょうどその時分は自民党
の税制調査会の副会長もやつておりましたので、
この問題に参画いたしました。そのときにいろん
なやつぱり問題点がございまして、そこで、地方
税全体の増額を図ることがやつぱり一番適切では
ないかと。ですから、特殊な課税特権を生かして
自治体が行うということは非常に問題があるとい
うことは一般論として申し上げておつたんです。

その後、政府は、十二年の十二月でございま
したでしょうか、十二年二月ですかね、この扱いに
ついては慎重を期すべきだと、こう言いましたの
で、私はやつぱり政府と私たちの考えは一致して
おるなという感じがしております。

この法定外課税ですね、法定外課税の課税につ
いては、やはりその地方の特性を生かした、いわ
ゆる他には波及しないような方法で、負担の軽い
ものでやるべきであつて、大きい犠牲を払うもの
はちよつと不向きだなという感じがしております。

○大淵綱子君 総務省に来ていただいております
けれども、私自身は、地方財源が非常に減少して
いく中で地方独自の財源をどう確保するかという
のは、その地方地方の自治体にある一定程度の裁
量が任ざられているというふうには思つてい

るかと、そういう他の面においてこれをカバーし
ていつて平衡化していくことが必要だろう
と思つております。

○大淵綱子君 介護保険税もそれから健康保険税
も払つておるわけですね、国民が。だから、そ
ういうところも総合勘案をしながら、その課税最
低限の論議はしていかなきやならないんじゃない
かなというふうに思つておりますので、是非慎重に
お願いしたいと思います。

さて、東京都が導入を決めました外形標準課税
なんですけれども、東京地裁で、これは銀行税は
地方税法の七十二条十九項に違反をしているとい
う判決が出されましたけれども、率直にこの判決
に對して大臣はどのようにお考えになりますか。

○国務大臣(塩川正一郎君) 私は、この外形標準
課税が出ましたとき、ちょうどその時分は自民党
の税制調査会の副会長もやつておりましたので、
この問題に参画いたしました。そのときにいろん
なやつぱり問題点がございまして、そこで、地方
税全体の増額を図ることがやつぱり一番適切では
ないかと。ですから、特殊な課税特権を生かして
自治体が行うということは非常に問題があるとい
うことは一般論として申し上げておつたんです。

その後、政府は、十二年の十二月でございま
したでしょうか、十二年二月ですかね、この扱いに
ついては慎重を期すべきだと、こう言いましたの
で、私はやつぱり政府と私たちの考えは一致して
おるなという感じがしております。

この法定外課税ですね、法定外課税の課税につ
いては、やはりその地方の特性を生かした、いわ
ゆる他には波及しないような方法で、負担の軽い
ものでやるべきであつて、大きい犠牲を払うもの
はちよつと不向きだなという感じがしております。

○大淵綱子君 総務省に来ていただいております
けれども、私自身は、地方財源が非常に減少して
いく中で地方独自の財源をどう確保するかという
のは、その地方地方の自治体にある一定程度の裁
量が任ざられているというふうには思つてい

ね。その地方の財源確保の裁量が任されなければ、地方が分権を進めていこうとかあるいは地方独自の政策を進めていこうとかしてもなかなかそれは難しい状況にあるわけで、地方分権というか、地方自治を進めようとするればするほど、地方財源のところに踏み込んでいかなければならないというふうに思っているわけですからね。

今回は、この判決によりまして、七十二条十九項の中では、法人の行う電気供給業あるいはガス供給業、生命保険業及び損害保険業以外の法人又は個人の行う事業に対する事業税の課税標準については、事業の状況に応じ、所得及び清算所得に よらないで、いわゆる外形課税を導入してもいいと、こうなっているんですね。

この地方税法の七十二条十九項の中に、損害保険業の後に銀行業という項目を付け加えれば、外形標準課税の対象にしても何ら違法なことにはならないわけですが、東京都が条例を作っていくというこの段階のときに、総務省としては東京都側とかなりすり合わせを行ってきたというふうにも思いますが、今回の判決を受けて、そういう対応をしてこなかったことについて、どのように反省されているのか。あるいは自分たちの取ってきたことに、それはいや全く間違いないかつた、こう思っているらっしゃるのか。ちよつと聞かせてください、というふうにも思っています。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 今回の東京都の銀行税の関係についてお答えしたいと思います。

東京都の銀行税につきましては、ただいま財務大臣からもお話がございましたが、私ども、平成十二年二月に閣議にも口頭了解という形でまとめたのでございますけれども、幾つか最初から問題点があるというふうにも考えておったところがございます。

一つには、資金量五兆円以上の銀行に対してのみ外形標準課税を課するという点が一つでございます。それから、地方税法におきましては、外形標準課税についてたゞいとお示しされた条文が

ございまして、その関係についてやはり整理する必要があります。その関係についてでございます。それから、東京都の場合、案によりまして、東京都以外の税財源が現在の地方財政制度の中で減るといふ反動的な効果がございしますものから、そういう他の団体に対する影響がございします。それから、現在、私どもの方で政府税制調査会を中心にいたしまして、幅広い業種を対象に薄く広く負担を求める外形標準課税というものを検討しております。それとこの東京都の銀行税との関係は、いかになものになるのかという点もございします。またさらには、政府として進めております金融安定化に対するいろいろな事業、こういったものとの関連ももちろんあるわけでございまして、我々は、やはり慎重な対応が必要なのではないかなというところで東京都とお話合いをしてきたわけでございます。

ただ、御指摘のように、地方財源の充実ということが必要であるということも私ども同じ立場でございまして、今回判決が出ましたけれども、まだ今後控訴をされるということもございします。で、今回の銀行税につきましてはまだ帰趨がはっきりしたわけではございませんが、私どももいたしましては、こういう現在の状況も踏まえ、地方分権のために地方税源を充実するという立場から、さらに全業種につきまして広く薄く課税するという外形標準課税について、更に取組を進めてまいりたいというふうにも考えておるところでございます。

○大淵絹子君 今そういう答弁ができるなら、そのときにしっかりと東京都の職員と総務省、当時自治省ですね、自治省の税務担当、税務局でしっかりと打合わせをして、法改正をしつかりとやって条例を作ることができたんじゃないかと思ふんですね。

今度の判決例の中に、東京都の職員の怠慢について厳しく指摘をしているわけなんです。この条例の制定に関与をした職員は、法律の事業の性状というものの意味をよく理解をしないで知事と

が都議会議員に説明をした。だから、議会で賛成が多数になってこれが導入が決まったんだというふうな判決文になっていきますけれども。

当時、この条例を作った東京都がこれを導入しなければならぬという財政事情にあったということも総務省もよく御存じであったと思ひますし、東京都民も圧倒的な支持をし石原知事を誕生させて、そして外形標準課税についても都民のうほとんどもろ手を挙げて賛成をしてきて、東京都民の了解は得られている条例であつたということから考えますと、今、民意をどうしたら政治の場所に取り込んでいくかということが今最も求められている時期でございまして、東京都民が賛成をしておるのに、東京都が導入をしたのに、国の法律によつてそれができないというこの状況というのは、やっぱり私たちはこの国会の責任において早急に法改正をしていかなきゃならないと思ひますけれども、先ほどのように、慎重に検討しますなというのじゃ駄目ですよ。直ちに改正するということをどうぞ答弁いただきたいと思ひます。大臣言つていただけませんか。

○国務大臣(塩川正十郎君) それは先生、ちよつと議論が行き過ぎておるんです。といひますのは、東京都の都民の皆さん方、そして多くの方々はこの税に対して条例を作ることに賛成しておられた。しかし、全国から見ましたら、これは不公平だという声が、反対の音が圧倒的に強かつたんです。私たちはそれを、その声も同様に聞いて、同じような見方で聞いておりました。

そこで、非常に大きい誤解がありましたのは、さつきおつしやいました、どこどこどこどこどこどこ以外のところは外形課税を掛けてもいいんだと、こうなっていますね。どこどこどこどこどこどここの全部公益企業なんです。つまり、余りも上げて利益出したらいかぬぞという会社なんです。その会社は余り利益出さないで、その代わりに、事業税が取れないから薄い事業税相当額を平等に掛けていくと、こういう制度になつておるんです。ですから、企業体が違うという認

識、ここがやっぱり一般にはなかなか説明が分かつたんです。私はそこを勉強しまして分かつたんです。

それからもう一つは、先ほど総務省の局長が言つていますように、東京都はできるんです。大阪はこれやってももうからぬんです。法案出したけれども、地方交付税等を引いてしまつたらちよびつとしないんです。だから、そういう他の市町村、例えば名古屋でやつたらマイナスになつちゃうんです。そういうことがあつたものだから、一般で普遍的な概念でこれは解釈できないなということがあつたということなんです。

○大淵絹子君 それは判決文の中にも出ておりますので理解をしているつもりなんです。東京都が自主財源をどうやたら捻出できるかという中で、この裁量の範囲内、辛うじて入れることができるような範囲内なのかということ導入条例を作つたということだろうと思ふんですけれども、それが本当に当時から駄目であつたならば、駄目だ、駄目なんだと言つたと言ふんですけれども、それならば、そこを何とか作られていけるような法改正、あるいは省令でも政令でもちよつとそこを救うことができる一文を入れることはできずなんでしょう。その本文をいじらなくても、じゃ、特にそういう状況において必要と認める必要があるところにおいてはというような文言で入れることだつてできる。法律は本当にあいまいに書くことが可能なわけですので、そうした裁量をして地方の声にこたえていく。

東京都は日本の首都ですよ。その首都が決めたことが拒否される、国会の法令によつて違法だと断ぜられるようなことはなかなかやつぱり難しい、よくないと私は思っています。もちろん、法治国家ですから、法律に違反したものはどこであらうとそれは違法だと罰せられるというのは、これは当たり前のことでありますので、そこがそうならないようにする配慮というのが地方の声に耳を傾けた税制の在り方を議論するときには大事だということを重ねて申し上げさせていただきます。

して、時間ですが、もう少しありますね、済みません、申し上げていただきたいと思います。そして、それでは最後ですけれども、税制論議が非常に華やかでございます。諮問會議と政府税調が、活性化を図っていくべきか、経済の活性化を中心にすべきか、あるいは税収を高めていく方向に持っていくべきかというところで議論がされておまして、対立点がちよつと明らかになつてきつたところなんですね。

経済活性化の効果を求めていくには、経済諮問會議は前向き。経済浮揚策としても考えてほしい、経済が活性化し雇用も増えれば税収も増えるというような意見が委員の中から多く発言をされていますし、政府税制調査会の方では、経済活性化効果については懐疑的であるということ、税制改正を進めていくときに、過去に大規模な減税をしたが、効果は限定的だった、現在大規模な減税は考えにくいというようなことを政府税調の方の委員は、会長さんはおっしゃっています。

それから、念頭にあるメニューとして、諮問會議の方は、住宅取得資金に係る贈与税の非課税枠の拡大とか、あるいは研究開発など企業の設備投資優遇税制、あるいは所得税などの課税範囲拡大、さつき議論がありましたところですね。あるいは所得税の税率の引下げというようなものを主張しますし、政府税調の方は、短期的に具体策がない、決める手になるものが不足をしている、あるいは租税特別措置法の整理をきちつとして、要らなくなったものはもう廃止をするというようなことを積極的に進めた方がいいというような考え方。あるいは所得税などの、ここは一緒ですね、課税範囲の拡大と税率を下げる、ここは中長期的なメニューは同じということですね。

あとは改革の意義なんですけれども、創意工夫やリスク負担が報われる税制の構築、あるいは個人のレベルで、人を重視する社会、経済社会を実現するようにしようというのが諮問會議の御意見です、政府税調の方は、公平、中立、簡素な税制を構築をし、課税ベースの拡大による税の空洞

化を解消したいと、こういうふうに、お互いの論点の比較をして分りやすく並べるとこういう状況になるんですね。

塩川財務大臣自身は、この二つの議論、どちらがいいとか悪いとかという話ではないと思いますけれども、私は、塩川財務大臣がこれから日本の、さつきの平野先生との議論とも近くなると思いますけれども、これから日本の税制の改革の方向というのはいかなうにしていっていいのかわからないことを考えていられるのか、教えていただきたいというふうに思います。

○国務大臣(塩川正太郎君) 私は税のやっぱ原則を離れたらいかぬと思うんです。その原則は何かといったら、要するに、税が持つておりますところの所得の再配分ということがございますね。それで、公平を期すということ、それから時代にあつた税制でなければならぬということ、そういうことをわきまえると同時に、税制を通じての経済政策ということが非常に重要なことでございまして、日本が今目指しておる方向は、新しい技術革新の下における新しい経済構造の改革に向かつておるわけですね。だから、その方向に適した税制というものをやっぱ構築していくべきではないかと、こういうことを考えておりました、今いろいろおっしゃいました。そのように各機関ごとに、政府が取つております機関ごとに意見がもう非常に百家争鳴で出ておりますから、これをどこまでまとめていくかという司令塔が必要になつてくる。(発言する者あり) そうです。その司令塔。一つはこういうことを私たちは仕組んでおります。

基本的な、税に対する基本的な考え方、そしてどういふ方向に変えていくのかという改革の方向、これは経済財政諮問會議で決めてほしいと、これこそ骨太で決めてほしいと。そして、それを現在実行しております税制との整合性を取つてどのようにこれを法律化していくかということ、これは財務省の主税局がやっていく仕事でございまして、そして、それに対して第三者的

な、いわゆる国民の立場からこれをどのように批判し、どういふふうにここに加減乗除を加えていくかということ、これは税制調査会あるいは国会の任務である。そういう私たちは割り振りを考えてこれからの税制を進めていきたいと、こういう考えであります。

○大淵綱子君 ありがとうございます。そのところ、将来を、日本の産業構造、さつき民業を活性化させていく国政の財政出動とか予算の額を小規模にしていこうと変わつていく原点にどういふふうに見据えていくと、その遠いところを見た改革論議が必要じゃないかというふうに思うのですけれども、目先のことにとらわれ過ぎないで、是非、将来展望をしっかりと見据えてやっていただきたいことをお願いして終わります。

ありがとうございます。

○椎名素夫君 今日やり取りを拝聴しております、それから、最近いろんな議論がございまして、そういうものを眺めていてまた急に思い出した話なんです、せんだつてブッシュ大統領が来ましたときに、いろんな配慮から表立った経済関係の閣僚などは来なかつたという。これはいろんな意味があるんじゃないかと、しかし、付いてきた経済の顧問みたいな人はいて、この人はそんな表立つて官職に就いていないわけでもないんですが、随分発言力のある人のようです。

これが、この人が日本のある雑誌でインタビューをやられて、日本の経済についてどう思うか。そうしたら、どうなんだろうかと、小泉内閣の改革というのはどう思うかと、それに対して抵抗派というのがあつてどうのこうのというような質問をして、そうしたらその人は、あれなんです、余り情緒的な人ではなくて、日本は嫌いでもないし日本を愛するわけでもないという立場からのコメントなんですけれども、今、改革が必要だと言つて、できれば改革をやつてもらいたいというのが今の行政の立場。そうすると、改革、構造改革できるのかできないのかという、こつちが勝

つかこつちが負けるかという話で、改革が成功しないと後はすぐに坂道を駆け落ちるようなシナリオが、この二つのどっちを取るかというようなことで日本では議論しておられるようだけれども、私の見るところでは第三のシナリオがあると言ふんですね。

これが恐ろしい話なんです、緩やかな衰退というのがあるんだそうです。その人は、そういうものがあるという国は、昔、ハプスブルク王家の、もうそこらじゅう征服して偉かつた国ですが、あれが駄目になつてから後は、もう小ぶりな国やということであきらめちまつて、何ら世界の主役でも何でもなくなつた。緩やかに緩やかに衰退を続けていまだに幸せに皆暮らしていると。ああいうシナリオあるよと、こういう話で、私は、思い付かないことを言われたなと思つたんです。

その裏付けとしては、一体、国債の値段がどんと下がつても全部駄目になつちまうかと、あるいは金持ちの人たちがみんな資本投資で、みんな日本のお金根こそぎそこへ行つちまうよとかいう、そういうことというのは起こないんじゃないかと。オーストリー流、緩やかに緩やかに衰退をして、まあ自分の間ハッピーに暮らせるというシナリオあるよということなんです。

まあそれでやつてきたわけです、この十年。失われたと言つけれども、本当に何もかも失つたわけでもないようにみんな感じていると。

私もよく分らないんですが、しかし、そのときに一体日本というのはどういふふうによびられるか。既にその入口に掛かつているんだけれども、問題にされなくなると。確かに、ずうたいは大きいけれども、経済が世界経済に与える影響というのは趨勢であつて、そろそろこんなことをもう少しやつていくと、何かおかしくなつてもみんな困らぬと。それから、良くなるといつても大したことないだろうから、それも脅威とも感じないというところになつて、大変に世界の中ではマージナルな存在になつて、しかし、この島にいる限りは皆

さんお幸せじゃないですかと、こういう話なんですね。

それで、私は余りそういうのは良くないと思うんですが、そこで、小泉内閣がとにかくもう今改革やらなきやならぬとおっしゃって力んでおられる。私も、小泉内閣はいいことだなしに、日本の改革というのはやった方がいいと思ってるんですが、結局こういう、ほっとくと緩やかな幸せな衰退というのは拒否しようというのが結局、大臣も含めた今の内閣の覚悟というか、姿勢であるというふうに考えていいんでしょうか。

○国務大臣(塩川正十郎君) いや、椎名先生のおっしゃる静かないゆる改革というか、衰退というのですね。それはそう私も、今お話を聞いておつて、要するに、今までどっかいつたら高姿勢で取つてきましたわね。戦後五十数年の間、日本はとにかく背伸びをして高姿勢で、とにかく追い付け追い越せ、そして追い越してきた途端に世界がグローバルゼーションに入ってきたところと、さてそこでどうするかということが今の姿勢だと思っております。

そこで、まあ緩やかな衰退という考え方というよりも、今の水準がこれでいいのかどうかということ、これはやっぱり絶えず見直していかなくやならぬと思っております。ですから、現在、経済の中でも物価がやっぱりずっと、十年も前から比べましたら大体一二、三%名目で下がっておりますね。これは下がっておりますけれども、この水準でもしすべてがバランス取つていくならばそれなりの経済の規模になると思うんですが、しかし一方、人件費は依然として高い。物価が、一般物価がより非常に低いと。このアンバランスが、競争力がなくなつて、それで空洞化が起つてきておると。そういうこと、いろいろ弊害が出てきておりますから、やっぱり徐々に、例えば昔のような言わば居丈高になつて高度経済成長を追うという、そういう必要は私は考えておらないですけれども、しかし、安定したやっぱり成長というもの、繁栄というものを目指すためにはやっぱりもう少

し努力しなきゃならぬと思っております。

ですから、それには何か必要かといったら、やっぱりこの新しい時代、つまり東西冷戦後、世界の技術はころつと変わつてしまひまして、今までの半導体中心だった技術がデジタルに変わつてまいりましたし、そういうものに合わせていく、産業構造を合わせていく努力はやっぱりしていかざるを得ないんじゃないかと。そこに私たちは構造改革ということで努力しておるところでございます。

○椎名素夫君 そういう、もうほつとも、いろいろ気働きで、競争力はそこそこ頑張ろうというふうなことも計算に入れてのこれ話なんですかね。ただ、もう一つそれに付け加わつて言えることは、最近、バブルの形成と崩壊でけがしたね、これはやっぱり治しておかないと後引くよ、これは後になればなるほどけがを治すコストというのは高くなるということだけは覚えておいた方がいいねと、こういう話が付け加わるんです。

ですから、そういうようなことを仕分けて考えてみると、まあある程度急ぐということが必要であるし、それからもう一つは、やっぱりハッピーにみんなが衰退していくにしても、国民の間で自分だけが損しているというような気分がなくなるぐらいのことはやつておかなく、緩やかだけで、幸せなというのがなくなつてしまふということになるおそれがあるのではないかと気がするわけですね。そういう、どのぐらいのことかよく分かりませんけれども、とにかく税制も抜本改正をやるということとで六月に向けて議論していらつたというお話なんです。

最近読んだ論文なんです、猪木武徳という人がいて、この人は、日本の森林ですね、山、あれが駄目になつて、それでみんなどうしていいか分からぬというのを眺めて、結局、視野が短期的になつてしまつていふんじゃないか。材木を大いに作つて、それが四十年、五十年たてば売れるだろうと思つて大いに植林したけれども、だんだん環境が変わつちやつて、四十年、五十年たつた

ら、材木みんな輸入して、その値段に負けるから売れもしないし、それどころか、だから、そういうふうな一年一年のうけ、短期的な視野から見ていくと、もうやるだけ損だということではつたらかしてある。

それから、何かよく分かりませんが、五十年ぐらいたつと、あの花粉というの物が物すごく大量に出るような樹齢に達するんだそうですね。そんなような副産物までできちやつた。それから、山が荒れてその保水力がどうのこうの、ああいふ針葉樹ばかり植へちやつてというようなことで、今どうしていいか分からぬと。国が持つている山はまあ何とかなるかもしれないけれども、民有林が多いですから。

こういうことを眺めていると、やっぱりどうもどこにおいても、日本の各界各分野において視野の短期化というのが進んでいるんじゃないかと。それを敷衍して、経済の運営とか政策とかいうところでも同じことが起こつていふんじゃないかと。いうことを言つておまして、誠に私もつともだという気がするわけです。

もう一つ付け加えれば、視野の狭さという、セクショナリズムなんかからくるやつですね、あると思うんですが、その病に税制の議論なんかも陥つてしまふと、思い付きみたいなことがうわつと出てきて、何でも言える世界ですから、示しが付かなくなつちやう。

今は決してノーマルな状況じゃない、日本の経済の状況ですね。アブノーマルなところで、これだこれだ、うわつとこやりますと、今までもそうですが、日本の税制なんかを見ていると、一体ばんそうこうばかり張つちやつて、その元はだるまなのかきれいなお人形なのからかぬというようなことになつちやう。そのところを、やっぱり長期的な視野とそれから広い視野できつとやるということが抜本改革ということなんだらうと思ふんです。そういう、それを是非頭に置いてこの議論はやつていただかないといかぬなと思つて

僕が聞きたいところですが、余り時間もありませんから、それで先に進みますけれども、何より困ることが、個人も企業も、あるいは今回の東京都の銀行税の例でも、あるいはほかのところでもみんなそうすけれども、何か自分ばかりが損をしているという感じがいわゆるタックススベイヤーの中にみえつていふという国だと思ふんです、私は。

ですから、増税なんて話になつた途端に大騒ぎになる。自分のところはもう払い過ぎるぐらい払つていふんだとみんな思つていふし、それから地方と中央との関係でいへば、分権分権というところで、地域のことは地域で決めると言ふけれども、一体、税金の集め方、配り方というのはそんなことと関係ない仕組みになつていふんじゃないかという気分があつて、それを端的に表して、そして少なくとも、都民がやれやれと言つたのが銀行税ですね。

あの先行き、どうなるか分かりません。控訴なすつて、しかも最高裁まで持つていつて、その間徴収し続けて、それで駄目だと言われたら、一体東京都に、あの財政に空く穴というのは、これは青島知事というのは駄目だったと言ふけれども、それどころじゃないよという話になりかねないというふうなことを見ると、余り勝手なことをやらない方がいいんじゃないかと、手がかりかむ。

そうすると、最近、こういうことがありますね。やっぱり地方分権をきちつとやるためには、市町村の力が弱過ぎるからとんどん合併させろと。合併のメリットというふうなことで後々までの財政支援みたいなのが出ておりますが、それを見ると、今の交付税ですね、その上に乗つて、これを特別交付税などでこの部分はいろいろ面倒見てやるよというふうな話が、相当重要な幹として入つております。

そうすると、この税制の抜本改正をやるということと、何か二、三十年先まで予定したような話と、どう整合性が出てくるのか分からないようなところがある。そういうことも全部まとめて考え

なきやいけないと私などは思うわけであります。もう一つ、もつと私、そこで、この抜本改正をやるに当たって、それができた形というものが、しばらくは少なくとも変わらない日本の税体系の基本的な骨組みというのはどういうものであるか。それから、やっぱり必要はあるでしょうから、その時々政策税制のような時限的なようなものはどういふものであるか。

それには、先ほど大臣のおっしゃったように、ここで減税したら後はこうなりますよというのをはつきりするというようなことは大変いいことだと思ふんですが、それから、どうしても需要に足りないからこれだけは借金というような形を、タックスペイヤーが個人の段階でもあるいは企業の段階でも地方の段階でも、はつきり見えるようなことをどうやって意識させるか。これをきちっとやらなくともうまくいかなんじやないかと思ふわけです。結局、そして、その中で自分が負担するのはこの分だという全体像の中の自分の負担ということ、それからそれに対する見返りというものが全体としてどうなっているか、損か得かというような話が分かるようにしなきゃいけない。

そういうことをやるためには、一つの方法はやっぱり申告税制だろうと思ふんですが、申告税制を是非やれという話じゃなしに、そういうタックスペイヤーの意識をきちっと確立するということが、そのために大いに努力するということを是非目標の中に入れていただきたいと思ふわけです。

実際に私の経験ですが、消費税を入れたときに、当時の大蔵省、一生懸命やって、とにかく分かってもらおうというので、しかし人手が足りないから地域の税務署の人を派遣したんですね。ところが、税務署の職員というのは小さい机で対話することしかやったことがない。三十人、四十人の前で立つて、言わば一通りスピーチをやらなきゃいけないという、緊張しちゃってしどろもどろになった。質問をされたときに即答しない。

慎重を期する人たちですから、それはちよつと今すぐ答えられないから調べてきますと。そういう会に参加した民間の人がみんな、ほとんどの人が言っていましたけれども、税務署の人も分からないようなものを押し付けるのかという声が非常に強かった。

ですから、こういう辺りはよっぽど慎重にお考えにならなきゃいけない。システムを決めるだけじゃなしに、それをどうやって理解させるかということも併せて考えていただきたいと思ふわけです。

それから、余り時間がなくなりましたけれども、私が小淵総理のときにいたしました代表質問があるんですが、そこで土地税制の問題を申しました。結局、昭和三十年代に始まる話ですが、簡単に言っちゃえば、日本の税制、それで、本来の固定資産税の税率ということから外れて非常に低い水準で推移したために、いわゆる土地本位制が起こつて、その究極がバブル。バブル最盛期の四年間で大変な資産形成の計算になったわけです。土地資産の増価分というのが千三百三十兆円になって、これは当時のアメリカの国土の三倍近いものになった。

ところが、この四年間にGNP、当時はGNP、総額が千五百兆。この千五百兆から上がった税金が約二〇%、三百三十兆円。千三百三十兆円だけ資産はとにかく増えた分に対しての税収というのは八兆五千億しかなかった。もしもこれをGNPで稼いで千三百三十兆円普通の経済活動で積み上げるといふのは、逆算すると、この四年間で実際には、千五百兆円のGNPが五千六百兆円所得がないとそれだけの税収は上がらないという話で、このところ、それを基礎とした日本の経済全体、マーケットが物すごいひずみを作ってしまったという話をいたしました。

これは、税金で得をした損したというだけでなしに、いろんな要素が重なりましたけれども、当時の日本の会社は、大変楽々とただ同然のエクイティーファイナンスができて、それで国際市場に

出ていった、あるいは外国の土地や会社をうんと買ったとかいうことで、相当信用にかかわることが当時行われた。

崩れましたから、損した損したという話がバブル崩壊後は横行いたしましたので、そこでの利得というのはどこかへ吹っ飛ばししまいましたし、それはそれでいいのかもしれませんが、今まだ日本の土地価格というのは下落を続けている。しかし、ゼロになるわけではないので、どこかで止まるでしょう。止まったときに、今は土地の価格というものを利用価値で決まるべきものだということなことを言っているけれども、底を打ったときに、またこれ資産だという意識が出てきたらどうなるかという、このばかばかしい話が繰り返される保証はないと思ふんですね。

ちよつと元氣になったかという、本当に東京の中でも物すごい大きなビルがたくさん建つて、後樂園の何倍とかやっていますでしよう。これ、下手するとミニバブル。また、そういう資産の話だけでなしに、都市再生とかいうことで大いに奨励したじやないかと、政府は。だけれども、やってみたら空室ばかりで困っちゃった、どうしてこれというような話で、また何とかしてやるかというので、自民党の電話帳なんかを通じて特例を設けるとか何とかいうことになる、再び同じ道をたどることになるんじゃないかと。

これは昭和三十年から始まった話で、これを完全にアンワインドする、巻き戻すというのは難しいことも頭に入れた上で、この非常に重要な日本の証券市場まで、株にまでかわるようなマーケットを長年にわたってゆがめて、そしてバブルになった。この教訓というのは是非非頭に置いてやっていただかなければいけない。

大臣がおっしゃったように、必ず回復すると思ふんです。このまま日本の経済沈没するわけじゃない。そのときにも通用するような骨組みというのを作るんだということをお考えになって税制論議を是非政府でやっていただきたいと思ひます。

いかがでしょうか。○国務大臣(塩川正十郎君) お話が多岐にわたっておりまして、簡単に私の考え方を申し上げます。

先生の恐らく話の中にありますのは、税制改正なんというのはやっぱり長期の展望を持ったものを入れておかなきゃ駄目だ、短期のものだけやったらいかぬということでごさいます。もちろんそうのごさいます、ところが、最近はその整合性がとにかく要求しますので、なかなかその整合性が難しいことでごさいますけれども、ただ、私たちは、それがためにポピュリズムなそういう改正はしたくないと、これは心得として持つておるつもりであります。

でございますから、これが本当に構造改革に資するものであるということを中心に税制改正をやつていきたいということ、それから、自分だけが損していると思ふような税制は駄目だということ、これは正に公平、平等の原則というものを貫いていかなきゃならぬということでごさいます。しかも長期に耐えるものということで、私たちもそれは十分心得ていきたいと思ふんです。

私は、税制が大切だというよりも、さつきは山の話をしておりましたが、私は、北朝鮮とそれから今の韓国と比べてどこが違うかと。終戦当時、全部坊主山だったんです、朝鮮半島は全部坊主山だった。ところが、南はセマウル運動で、五十年前も前です、朴政権のときには植林しましたね。あの植林が潤いを持って国力が増強しました。片方は、北朝鮮の方は全部、全然坊主のままになっている。この違いだろうと思つておりまして、ですから、山を大切にどうか、山を植えるということ、税制、税の在り方というものが非常に国の将来に影響することを心得ておりますので、それは十分心得てやっていきたいと思つております。

そして、簡素にするということ、分かりやすい税制にするということ、そしてバブルの歴史を繰

り返してはいかぬと、これはもう私も十分心得てやっていたかと思っております。

ありがとうございます。

○椎名素夫君　それで、大事なことは、今、大洲委員の方からありましたけれども、この司令塔の話ですね。これをきちっと整理していただかないと、それこそ百家争鳴をそのままほっておいて落ち着くところに落ち着くよという話じゃないと思うんです、私は。それをやっていると、それこそハッピーな緩やかな衰退にさえないかということ、是非是非整理を付けていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

○委員長(山下八洲夫君)　この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、坂野重信君及び清水達雄君が委員を辞任され、その補欠として有村治子さん及び西銘順志郎君が選任されました。

○委員長(山下八洲夫君)　他に御発言もないようですから、平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案の両案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより両案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○大塚耕平君　私は、民主党・新緑風会を代表して、本委員会に付託された平成十四年度における公債の発行の特例等に関する法律案、租税特別措置法等の一部を改正する法律案に反対する立場から討論を行います。

まず、公債発行特例法について、反対する理由を二点申し述べます。

第一に、平成十四年度当初予算編成に当たり、真に必要な経費があり、経済効果のあるものに限定した歳出計画を組成し、その上で想定される歳入が不足するならば、公債発行の特例を設けることも

やむを得ないものと考えます。

しかしながら、歳出計画の事業別シエアや省庁別シエアを見ても、そうした工夫の跡は見られず、さらには、外務省本省予算の中に北方四島支援委員会の拠出金が計上されたままになっているといった、個々の細目ごとの問題点も多岐にわたっています。かかる歳出を賄うために公債発行特例法を立法することは、理にかなわないものと言わざるを得ません。財務省の見識が疑われる提案だと考えます。

第二に、歳入面において、本案が、会計操作あるいは隠れ借金を助長する内容となっている点です。国債発行残高が急増する中、表面上の発行残高を増加させるよりも、会計上の処理によって歳入を捻出することも予算編成上の一つの知恵であることは認めます。しかしながら、本委員会の政府答弁では、現下の経済状況で、特例公債を発行するよりも会計操作を行う方がなぜ相対的に有効なのかということが、論理的に全く説明されませんでした。したがって、本案に含まれている会計操作は、日本国債の信用度が低下している中で、その信用度を更に低下させる可能性の高い隠れ借金と言わざるを得ないと考えます。

なお、こうした対応は、小泉首相が論拠が不明確なまま、いたずらに国債三十兆円枠にこだわった結果と言えます。

次に、租税特別措置法改正案に反対する理由を申し述べます。

小泉首相は、構造改革なくして景気回復なしと述べていますが、現代国家は租税国家であることから、税制は政治・経済そのものであり、税制改革なくして構造改革なしと言えます。小泉首相は、構造改革断行を公約に掲げて、何と三度目の自民党総裁選に臨んだわけですから、当然、税制改革の骨格やその方向性は、自分自身の構想として既に十分に温めていたはずだと考えるのが至極当然のことです。しかしながら、現実には、税制の抜本改革と称して、今年に入ってから事務方に作

業をスタートさせ、六月には税制改革大綱を提示するという、相変わらずの他人任せの姿勢を示しています。

このため、現下の経済環境や社会情勢の変化に応じて、本来、今回の改正案に盛り込むべき内容が加味されていません。例えば、中小企業関係税制や企業・証券税制の改革は大幅かつパッチワーク的な内容にとどまっているほか、ローン利子控除、NPO支援税制の拡充といった、時代に適合した適時適切な施策も盛り込まれていません。

このため、本案には一部理解できるところもないではありませんが、構造改革を標榜する首相自身の論理的かつ首尾一貫した考え方が全くかいま見られず、税制全体のゆがみを助長する面があることから、総論として本案には賛成することができません。

以上、二法案に反対であることを申し述べて、私の討論を終わらせていただきます。

○池田幹幸君　私は、日本共産党を代表して、政府提出の歳入関連二法案に対し、反対討論を行います。

まず、二〇〇二年度における財政運営のための公債発行の特例等に関する法律案についてであります。

反対理由の第一は、本法による赤字国債の発行は、そもそも歴代の自民党政府の経済・財政政策の失敗から生じたものであり、しかも、国民本位の財政改革の方向ではなく、従来型の自民党政

治を続けるための発行になっているからです。

第二は、小泉内閣は国債発行三十兆円枠を守ったなどと言っていますが、二〇〇一年度第二次補正予算と合わせて約六兆五千億円の隠れ借金を会計操作でごまかすものにすぎません。しかも、来年度以降の国債発行に歯止めが掛かっておらず、財政再建には全くつながらないものです。

小泉内閣は、こうした国債発行三十兆円を宣伝する一方で、無駄な公共事業や軍事費、大銀行支援などを温存し、国民には一層痛みを押し付ける財政運営を行っており、到底認めることができません。

次に、租税特別措置法等の一部改正案についてであります。

反対理由の第一は、高齢者マル優の廃止が盛り込まれている点です。高齢者の医療、年金制度が次々と改悪されている中で、頼みの綱を断ち切る高齢者いじめの増税は認めることができません。

第二に、証券業界の要望にこたえた上場株式等の譲渡益課税の申告不要制度の創設、一部企業の役員等のみを優遇するストックオプション税制の拡充など、高額所得者や一部企業を優遇する制度の創設などが含まれていることです。

第三に、本案には、愛知万博への出展費用や新幹線鉄道大規模改修に対する準備金制度の創設など、大企業のための大型減税が盛り込まれていることです。

なお、本案には、阪神・淡路大震災の被害者対策の延長、福祉・環境対策などへの税制措置、中小法人の交際費等の損金不算入制度、障害者対応設備等の特別償却制度の延長、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の非課税措置創設など賛成できる部分も含まれていますが、前述のように重要な改悪が含まれているため、本法全体としては反対するものです。

以上、歳入関連二法案に対する反対討論を終わります。

○平野達男君　国改連結会の平野達男です。

私は、ただいま議題となっている二法案に反対の討論を行います。以下、反対の理由を申し述べます。

公債特例法案に関してであります。

まず、外国為替特別会計から一千五百億円を一般会計に繰入れをする特別措置は、本来平成十五年

次に、国債整理基金特別会計法の適用の特例等についてであります。

平成十七年度までに返済しなければならぬ交付税に関連した国の借金一・一兆円を、ここで国債と同じ六十年償還の借金に変えてしまおうという措置であります。ここでも、形だけの三十兆円を堅持するため、返すべき借金の支払を先送りし、二千九百七十億円の財源を浮かせることをやっています。やはり、結果として、後年度への負担転嫁、事実上の隠れ借金を作る措置にはかなりまっせん。

塩川財務大臣は、国債発行額を三十兆円に抑え、財政の規律、特に節度を確保したと再三にわたって言っています。しかしながら、安易に財源を本来の目的と違うものに流用する、あるいは償還すべきものを繰延べするといった禁じ手を使い、一方で国民に分かりにくい借金を使って財源を生み出すことと、財政の規律、節度を守ることとは到底両立しません。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案につきましては、小手先の改正案を寄せ集めたものであり、現下の経済状況を踏まえれば、税制改正の思想もない、内容についても極めて不十分なものであります。政府は、抜本的な税制見直しを行うと言っていますが、そうであれば、今回の改正案は先送りし、総合的な税制改正として打ち出すべきであります。

以上の理由によって、二法案に反対することを述べ、討論いたします。

○委員長(山下八洲夫君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより順次採決に入ります。

まず、平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(山下八洲夫君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(山下八洲夫君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、円さんから発言を求められておりますので、これを許します。円より子さん。

○円より子さん 私は、ただいま可決されました租税特別措置法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守党・民主党・新緑風会、公明党、国会改革連絡会(自由党・無所属の会、社会民主党・護憲連合及び各派に属しない議員椎名素夫君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 中長期的な財政構造健全化の必要性にかんがみ、今後の経済動向にも留意しつつ、歳出の重点化・選別化に努めるとともに、税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、課税の在り方についての抜本的見直し等を行い、社会経済構造の変化に対応した税制の確立に努めること。

一 租税特別措置法については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。

一 急速に進展する経済取引の国際化・複雑化及び電子化等に見られる納税環境の変化、更には滞納整理事務等を始めとする事務量の増大にかんがみ、今後とも国税職員の処遇の改善、定員の確保を行うとともに、機構の充実に職場環境の整備及び事務に関する一層の機械化促進に特段の努力を払うこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(山下八洲夫君) ただいま円さんから提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(山下八洲夫君) 全会一致と認めます。よって、円さん提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、塩川財務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。塩川財務大臣。

○国務大臣(塩川正二郎君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨に沿って十分配慮してまいりたいと存じます。

ありがとうございます。

○委員長(山下八洲夫君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山下八洲夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山下八洲夫君) 次に、関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は既に終局いたしておりますので、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○池田幹幸君 私は、日本共産党を代表して、関税率法及び関税暫定措置法の一部改正案に対して反対の討論を行います。

反対の理由は、加工再輸入減税制度対象品目に

ニット製品を追加することにより、輸入の急増、国内産業の空洞化に拍車を掛け、国内ニット産業に深刻な影響を与えるからです。

国内のニット業界は、今日、実に八五%以上が輸入製品で占められる事態となっており、正に存亡の危機に瀕しています。ニット製品の国内生産量は一九九〇年から二〇〇〇年の間に実に半減しており、本制度の対象にニット製品を加えることは、輸入の急増と産業空洞化、そしてニット産業の一層の衰退を招くことは必至です。

今回の改正は、輸出能力のある一定規模のニット生地業者にとっては事業展開の可能性という一面も指摘されますが、大半を占める国内ニット関連中小零細業者にはその可能性は極めて少なく、倒産など、より深刻な打撃を被ることになり、反対です。

なお、精製塩の基本関税率の引上げ、沖縄型特定免税店制度の延長と拡充、少額輸入貨物の簡易税率引下げ、また、中国、シンガポールとの緊急関税措置導入等は賛成できますが、本法案全体としては反対するものであります。

○委員長(山下八洲夫君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(山下八洲夫君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、円さんから発言を求められておりますので、これを許します。円より子さん。

○円より子さん 私は、ただいま可決されました関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守党・民主党・新緑風会、公明党、国会改革連絡会(自由党・無所属の会、社会民主党・護憲連合及び各派に属しない議員椎名素夫君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定、向上に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。

一 急速な高度情報化の進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況にかんがみ、税関の執行体制の整備及び事務の一層の情報化・機械化の促進に特段の努力を払うこと。

一 最近における国際化の進展等に伴い税関業務が増大し、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理の重要性に加え、麻薬・覚せい剤を始め、銃砲、知的財産権侵害物品、ワシントン条約該当物品等の水際における取締りの強化に対する国際的・社会的要請が高まっていることにかんがみ、税関業務の特殊性を考慮し、税関職員の見直し確保はもとより、その処遇改善及び機構、職場環境の充実に特段の努力を払うこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(山下八洲夫君) ただいま円さんから提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山下八洲夫君) 全会一致と認めます。よって、円さん提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたします。

した。

ただいまの決議に対し、塩川財務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。塩川財務大臣。

○国務大臣(塩川正十郎君) ただいま御決議のございました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨に沿って十分配慮してまいりたいと存じます。

ありがとうございます。

○委員長(山下八洲夫君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山下八洲夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山下八洲夫君) 次に、財政及び金融等に関する調査を議題とし、日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について、日本銀行から説明を聴取いたします。速水日本銀行総裁。

○参考人(速水優君) 日本銀行は、昨年の十二月に、平成十三年度上期の通貨及び金融の調節に関する報告書、いわゆる半年期報と言っておりますが、これを国会に提出いたしました。今回、日本銀行の金融政策運営について詳しく御説明申し上げる機会をいただきましたので、厚く御礼申し上げます。

本日は、前回の十月に本席で説明いたしました以降の状況を中心にして、最近の経済・金融情勢に関する認識や金融政策運営の考え方について申し述べさせていただきますと思います。

まず、日本経済の動向について御説明申し上げます。

我が国の景気は、一昨年初以降、世界的なIT関連分野の調整や、それに伴う輸出、生産の大幅な落ち込みを背景にして悪化を続けてまいりました。昨年後半に掛けては、こうした企業部門の調整が雇用、所得の減少を通じて個人消費に及

ぶなど、次第に広範化してまいりました。

さらに、昨年九月の米国同時多発テロ事件の発生に伴いまして、経済の先行きに対する不透明感が高まり、世界的に同時減速の傾向が強まったことも、我が国の景気情勢を一層厳しくする一因となりました。

この間、物価面を見ますと、製品輸入の拡大や流通合理化など供給面の要因が引き続き押し下げ要因として働いていることに加えまして、景気が悪化傾向をたどる中で、国内需給バランス面からも低下圧力が強まりました。このために、我が国の物価は依然としてマイナス基調が続いております。

このように、景気は引き続き悪化傾向にありますが、このところ、景気の下げ止まりを展望し得るプラスの動きも見られ始めております。

まず、本年に入りまして、米国の始めとする海外経済の回復に向けた動きがはつきりしてきており、これを受けて我が国の輸出も下げ止まりつつあります。国内におきましても、在庫調整が一段と進んでおります。生産の減少テンポはかなり緩やかになってきているように思います。このような情勢を踏まえ、今後、輸出や在庫面での下押し圧力が弱まるにつれて、景気の悪化テンポは次第に和らいでいくものと見られます。

このように、短期的な景気循環という面からは明るい材料が見られ始めている中で、このところ、日本銀行がとりわけ注意を払ってきておりますのは、金融資本市場の動向であります。

すなわち、昨年初以降の相次ぐ大手企業破綻などをきっかけに、株価は、本年二月初めにバブル後の最安値を更新するなど、神経質な展開をたどりました。民間銀行や投資家は信用リスクを取ることに對して引き続き慎重であり、信用力の低い企業、とりわけ中小企業では資金調達環境が徐々に厳しさを増していると思えます。

また、四月からのペイオフ解禁を控えて、我が国の金融機関に対する内外の市場参加者の見方は依然として厳しい状況が続いております。銀行株

価は、一時に比べますと幾分反発したとはいえ、依然低迷しておりますほか、銀行の発行している債券の対国債スプレッドも拡大してきております。こうした中で、二、三月後半には、短期金融市場においても、期末越えのタム物金利が急激に高まった動きも見られました。

こうした動きが行き過ぎて、健全な企業の資金調達が厳しくなったり、金融市場が大きく不安定化すると、实体经济や物価を更に下押しするおそれがあります。このため、当面、金融面の動きには細心の注意を払っていく必要があると思えます。

日本銀行は、昨年三月、コールレートがほぼゼロに達して、オースドックスな金融政策による緩和余地がなくなつた中で、日銀当座預金という資金の量を目標とする金融政策運営の枠組みを採用いたしました。それ以来、こうした新しい政策の枠組みの下で、内外の中央銀行の歴史に例を見ない思い切った金融緩和を継続してきております。

この結果、日銀当座預金の残高は、一年前の四兆円程度から、最近では、期末を迎えているとは申せ、二十兆円程度に、五倍近くに増加してきております。また、こうした大量の資金供給を円滑に行う観点から、長期国債の買入れも増額してきており、一年前の年四・八兆円ペースから、この三月には年十二兆円のペースとなっております。

このほか、金融緩和の効果が企業金融の面でも浸透することを期待して、資金供給手段や担保面でも工夫を凝らしてまいっております。昨年十二月には、CP現先オペの積極活用とか資産担保CPの適格担保化といったようなことを決定いたしました。また、昨年九月と本年二月には、金融機関の資金繰りに対する安心感を確保するために、ロンバート型貸付制度において、公定歩合の適用期間を拡大するなど、弾力的な運用にも心掛けてまいりました。

このような日本銀行の金融緩和と政策は、金融市場においては強力な効果を発揮しております。金利は、一年物国債金利まで〇・〇〇一％と、ほぼ

ゼロにまで低下しております。マネタリーベースの前年比は三〇%近くまで高まっております。これは第一次石油ショック、七四年ですか、当時以来の高い伸びとなっております。この間、年度末を控えた金融市場動向や株価、長期金利の動きなどから見て、金融資本市場は全般に落ち着きを取り戻しつつあるように思われます。

このように、日本銀行の金融緩和は、金融市場の安定を確保することを通じて景気の底割れを防ぐという点で、大きな役割を果たしてまいりました。

しかしながら、日本経済が様々な構造問題を抱える下で、金融緩和の効果が企業や家計の経済活動を十分活性化させるには至っていないのも事実であります。金融緩和がその効果を十分に発揮し、景気の本格的な回復を実現していくためには、税制改革、規制の緩和・撤廃等により経済・産業面での構造改革を進めて、民間需要を引き出していくことが不可欠だと思います。同時に、不良債権処理を通じて金融システムの強化、安定を図ることが極めて重要であります。こうしたプロセスは、短期的には痛みを伴うものでありますが、長い目で見て、民需主導の成長を実現し、日本経済がデフレから脱却するためには、避けて通ることはできないと思います。

終わりに、日本銀行としましては、今後とも、デフレ脱却に向けて、潤沢な資金供給を通じて市場の安定と緩和効果の浸透に全力を挙げていくこと、また、最後の貸手としてシステムリスクの顕現化を回避することの両面において、中央銀行としてなすべき最大の努力を続けてまいり方針でございます。同時に、ただいま申し上げましたように、日本経済の持続的な成長の基盤を整えるために、各方面における構造改革への取組が粘り強く進められることを強く期待しております。

以上で私からの説明は終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○委員長(山下八洲夫君) 以上で説明の聴取は終わりました。

本件に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十九分散会